

銀行信用の構図：国際通貨システムの歴史と論理 (I)

徳永, 正二郎
九州大学経済学部：教授

<https://doi.org/10.15017/4363010>

出版情報：経済學研究. 66 (1), pp.145-178, 1999-06-30. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：

銀行信用の構図

— 国際通貨システムの歴史と論理(I) —

徳 永 正 二 郎

はじめに

本稿の第1節で、シリーズとして掲載を予定している『国際通貨システムの歴史と論理』をなぜ執筆するのか、その意図を紹介している。また、そこでは、なぜ歴史的分析に先行して理論的分析を本稿「銀行信用の構図」でする必要があるのでか、すなわちなぜ本稿でシリーズ全体のプロローグが叙述されるのか、という私の思いを披瀝している。だが、本稿のテーマ「銀行信用の構図」に直接関心をおもちの方は、第1節をとばして第2節からお読みいただいてもよい。

本シリーズでは、19世紀後半のポンド体制と今日のドル体制が終局的な分析ターゲットになっている。眼目は、中世中後期のイタリア商人銀行家による国際決済市、17世紀から18世紀にかけて世界市場を支配したオランダ型貿易決済システム、19世紀の英国型国際銀行信用システムの構造を比較分析し、現代の国際通貨システムの特徴を浮かび上がらせたいという、私が30歳代前半に抱いていた研究課題を継承している。

ポンド体制あるいはドル体制に代表される現代国際通貨システムは、それぞれの国内銀行信用システムときわめて強い絆をもっていること

は周知の事実であるが、いま私はこの二つの並列するシステムの相関性を分析することが焦眉の課題となってきたと実感している。衝撃は、ヨーロッパ通貨同盟(EMU: European Monetary Union)の出現によってもたらされた。

ドルを基軸とする国際通貨決済システムは、ポンド体制と同じように、基本的には連邦準備制度と手形交換所という米国銀行システムが軸心となって諸外国のローカルな銀行システムを連結する国際銀行信用の体制である。1970年代とくに80年代以降、変動制の世界のなかでドルを基軸にした国際通貨システムに^{たが}ゆの緩みが生じ、新しいシステムを模索する動きが現実のものとなっている。それを象徴するのが EMU の創設である。EMU にはいくつもの中央銀行が結集しているが、それぞれの中央銀行が民間銀行を包摂しているという点では、従来の銀行システムの延長線上にある。

けれども、国際銀行信用システムとしてみれば、それはポンド体制やドル体制とは明らかに違っている。ドル体制やポンド体制では英国や米国という特定の国の貨幣市場が核となり、その周辺に諸国の貨幣市場が連結される非対称の世界であった。このことから多くの人は、国際通貨システムは特定国(キー・カレンシー国)を取り囲む太陽系システム(恒星に従う衛星の体系)だと信じてやまなかった。だが、EMU

という歴史の実験では、国内銀行システムと国際銀行システムを同じ次元でながめ、国内銀行システムを即国際銀行システムとして再編成しようとしている。

EMU の壮大な歴史の実験を観察するとき、国際通貨制度における国内銀行システムとその周辺にある国際銀行システムとは相互の間でどのように関係しあっているのか、ポンド体制やドル体制は非対称的な国際金融システムとしていかなる組織構造をもっていたのか等々、検討するに値する研究課題がたくさんある。

本シリーズでは、このような現代的課題を念頭において、国内金融システムと国際決済システムとがそれぞれの歴史的段階でどのように関連していたか、分析してみたい。

具体的には、(1)イタリア中世諸都市に現れた預金銀行システムとその外部に組織された国際決済市（中世イタリア型）、(2)アムステルダム振替銀行とそこから放射線状に張り巡らされた外国為替による決済システム（近代オランダ型）、(3)ロンドン貨幣市場を核に外国為替銀行（植民地銀行・海外銀行・外国銀行）のネットワークとして形成された国際銀行システム（現代英国型）に分けて検討する。その際、私は72年に進化論学者ゲールド(Stephan Jay Gould)が発表した「断続平衡説」に似た考えで、それら三つのシステムが生成・発展・崩壊する様を分析することになる。また、ポンド体制からドル体制へ、さらにはドル体制からEMU体制への変遷という現代国際銀行システムの内的変質については、このシリーズとは別に検討の場をもちたい。

1 なぜ資本主義的信用制度を歴史的に分析するか

1.1 国際決済システムの歴史の変遷

— 国際銀行制度としてのドル体制

私は、1976年に刊行した『為替と信用 — 国際決済制度の史的展開』（新評論）で、国際通貨制度すなわち英国ポンド体制がロンドン貨幣市場を基軸とした国際的為替銀行のシステムとして19世紀後半に成立したことを説いた。

その際、中世に外国為替手形がイタリア商人によって「貨幣の貸借」（他所払い公正証書としての原為替）として生成され、それが支払指図という近代的形態を身につけた歴史的過程など、為替手形の誕生のルーツをみてきた。そのうえで、中世後期から近世にかけてヨーロッパに張り巡らされた商人銀行家の網の目と商人銀行家の手に集中された外国為替手形を振替決済する特殊な機構、国際決済市（リヨン国際決済市）について言及した。

この種の国際決済市では、イタリア商人銀行家（リヨンの場合はフローレンスの大商社）がヨーロッパの貿易に付随する決済業務をおこなない、未決済の差額については為替手形を振り出すことによって貸付をしていた。また、乾燥手形(dry exchange)という手法を用いて、為替取引にみせかけた貸付取引も頻繁におこなわれていた。為替手形にもとづいた国際決済（振替）は、同時に商人銀行家による貸付行為とも深く結びついていた。

歴史家ではない私が、商人銀行家による国際決済市という歴史的事象を問題にしたのはそれなりの理由があった。

米国大統領ニクソンが1971年に発表した金ドル交換性の停止声明の前後、国際通貨システム

としてのドル体制は崩壊したとする主張が声高に響いていた。金とドルの交換性停止はドルを基軸とした国際通貨体制を根幹から突き崩すであろうという金為替本位制万歳論であった。長い時間の流れとしては、そのような方向に進んでいくとはいえ、システムの柱そのものが直ちに朽ちはてるというドル体制瓦解論は、当時の私には不合理に思えた。

19世紀半ばに生成し、その後世界貿易の決済システムとして急速に普及する荷為替信用制度を分析していた私は、ポンド体制はロンドンをコアとする国際的銀行システム、銀行による信用決済のシステムであると理解していた。ドル体制は、基本的にはポンド体制がもつ国際銀行システムを基盤とするものであり、それに米国の国家信用さらには国際的通貨協力（主要国がドル準備を保持し、通貨金融協力を続けるという国際協力）に支えられた世界的銀行信用システムである、と考えていた。

このような認識のもとで、為替の生成および発展が信用とどのように関係し、国際決済システムがどのように変遷していったか、という研究課題に取り組んでいたわけである。

資本主義的な国際決済システムに先行する国際決済市、すなわちイタリア商人銀行家による債権債務の直接的振替決済に対照的な存在として注目されるのが、16世紀に出現した国際貿易都市アントワープにおける手形裏書制度であった。アントワープにはヨーロッパ各地の商人が代理人を派遣して店舗を常設し、貿易活動をおこなっていたが、これは国際決済市を牛耳るイタリア商人銀行家を疎外した新しい決済方式という一面ももっていた。

アントワープに常駐する諸国の商人(代理人)や貿易のために渡航してくる冒険商人たちは、

債権者(受取人)欄を空白にしたまま有力商人が発行した商業手形を受け取り、その手形をつぎの商取引の決済手段として譲渡した。中世の法律では、二人の当事者の間に成立した債権債務は第三者に譲渡できないことになっており、このブランク(受取人の名前を記載しない)手形は法の盲点をついた貿易商人たちの知恵であった。この知恵によって彼らはイタリア商人銀行家を排斥した決済システムを作り上げる素地をつくっただけではなく、国際決済に必要な貨幣そのものを節約したのである。

この商業的な慣習が一般的となると、行政当局も商業的債権を第三者に譲り渡すことを公認し、法制化した。これが手形の裏書制度である。債権者欄を空白にして譲渡されていた手形には債権者の名前も明記され、最初の発行人の債務責任に加えて、それが譲渡されるごとに新しい債務支払義務者の名前を付け足していった。ここに信用貨幣がまず商業貨幣として生まれ、近代的決済システムが育まれていく歴史的基盤、揺りかごとつくりだされた。

債権債務が第三者に譲渡することが許されなかった時代の慣習を踏襲して、ヨーロッパに散在するイタリア商人銀行家の代理人は、ヨーロッパ各地の支店で国際決済市に宛てて発行した為替手形(これは特定の期日にリヨンなど特定地における支払を意味する)を集積して、国際決済市に参集し、債権債務を確認しあいながら振替決済をした。それにたいし、アントワープでは、イタリア商人銀行家の独占的金融決済業務を排除して、国際決済を貿易商人たちの商業約束手形を流通させながらおこなったわけである。

この手形裏書譲渡のシステムは、アムステルダムとロンドンで違った発展を遂げた。

オランダ商人が海外に張り巡らした支店・代理店という貿易ネットワークのもとで生みだされるアムステルダム宛て為替手形とそれら債権債務を帳簿上で振替決済するアムステルダム振替銀行が、決済の柱となった。外国の都市におかれた支店・代理店は、本店に商品代金を請求するためアムステルダム宛てに為替手形を振り出したが、この手形の引受（支払）は本店が発行した信用状によって約束されていた。振り出されたアムステルダム宛て為替手形は別のオランダ商人から商品輸入した出先（支店・代理人）に買い取られた。それはただちにアムステルダムに宛て送られ、輸入された商品代金決済にあてられたのである。つまり、アムステルダム宛て為替手形が外国で第三者に委譲され、オランダと外国諸都市との間で展開される貿易取引の決済手段として役立った。

アムステルダム宛て為替手形が売買されれば、当然のことだがアムステルダムの商人の間で手形代金の支払がおこなわれる。17世紀初頭の1609年に公立振替銀行であるアムステルダム銀行が設立された背景には、この貨幣流通があった。オランダの商人は為替手形によって外国諸都市の支店・代理店と貿易取引をおこなったが、貨幣が摩耗して価値が減価すると、市場を流通する貨幣は実際の貨幣価値からかけ離れたものとなった。いわゆるグレシャムの法則がアムステルダム市場を支配したのである。

市当局は、貨幣価値の減価の対策に追われると同時に、アムステルダム商人の間に錯綜した債権債務関係が形成されていることに着目した。すなわち、貿易商人にたいしアムステルダム銀行に勘定を開くことを強制し、その勘定をとおして手形の振替決済をするように指示したのである。アムステルダム銀行の基本機能は、

外国の地で振り出された為替手形をアムステルダム宛手形としてアムステルダムに集中し、オランダ商人が開設している預金勘定で振りかえるという振替銀行としての機能にあった。実際アムステルダム銀行はその預金を貸付に向けることを禁止されていた。

イギリスでは商人がロンドンタワー（国庫）に貨幣を預託するという習慣があったが、1640年チャールズ一世はこの預託された地金を押収した¹⁾。

この国家による貨幣強奪の結果、ロンドンの商人は金匠（goldsmith）のもとに貨幣を預けるのが一般的となった。預金取引を始めた金匠は、商業約束手形の第三者への譲渡という新しい商慣習をオランダとは全く異なる方法で援用した。

ロンドン商人は、英国各地の商品取引市場で代理人（middleman）を媒介として商品を売買していたが、現地で購買された商品はロンドン宛てに振りだされたユーザンス付きの為替手形で決済された。その手形を買い取った別のロンドン商人は当然ロンドンで支払を受けるわけである。だが、手形の支払には期限があり、期限付き為替手形貨幣に流動化したと考える商人はそれを金匠のもとに持ち込むようになった。当時の判例の多くが教えるように、金匠はこの手形の割引を、預託された貨幣ではなく、金匠が発行する銀行券（貨幣支払約束：goldsmith banker's note）でおこなった。つまり、商人は、商業的債権を金匠銀行家にたいする債権（金匠銀行家の支払約束）に転換し、資金の流動化を実現したわけである。

この商業債権の貨幣的債権への転換が商業手

1) この経緯については、A. Andreades, *History of the Bank of England 1640-1903*, translated by C. Meredith (1st edition 1909), 4th edition, Frank Cass & Co. 1966, part 1 を参照。

形の譲渡・流通と同じ契約とみなされるかどうかは、裁判によって争われ、全く対立する判例を生み出した。だが、1694年勅許株式銀行であるイングランド銀行が設立されるにおよんでこの論争に終止符が打たれた。イングランド銀行は、銀行券による貸付（手形の割引を含む）という新しい銀行信用の手法を銀行業務の柱に据えたからである。

産業革命の進行とともにイングランド銀行は銀行券を発行する独占的権利を確立するとともに、民間の銀行は手形交換所を設立して預金小切手システムのもとで銀行信用による貸付を実践した。この結果、19世紀にはイングランド銀行を核とする巨大な銀行信用のシステムが形成され、商業手形の流通を漸次駆逐して銀行信用貨幣による信用流通の世界が確立した。

国内における信用流通システムの完成と並行して、ロンドン貨幣市場を核とする国際的銀行決済システムが確立するのは19世紀後半から20世紀のはじめにかけてであった。

1.2 新しい課題

— 信用制度を歴史的に分析する際の5つの課題

以上長々と述べてきたが、これが30歳代前半でおこなった私の仕事の概要である。しかし、そこにはいくつかの重要な仕事を手づかずのまま残されていた。一部は当時の私自身も気づかずに見逃したものであったし、一部は気づいていてもそれに対する接近の仕方がわからず放置したものである。そのうえに、研究課題を現代通貨問題、アジアにおける経済的成長の問題あるいは多国籍企業問題などに順次シフトさせたこととも重なり、20余年という長い期間信用システムの歴史的な分析から離れていた。

いま私は、いくつかの課題を信用制度の歴史的な分析との関連でもっている。それを箇条書きで羅列してみよう。

- (1) 英国の金匠銀行家に類する預金銀行は、中世後期にイタリア諸都市国家に存在した。これらの銀行はアムステルダム銀行の振替業務をこえた業務、すなわち貸付業務をおこなっていた。この事実をもって、金匠銀行家やイングランド銀行の基本機能は、預金銀行として中世イタリアに求められるとする通説が金融論の分野ではまだ根強く残っているように見える。だが、歴史家によって、中世イタリアの銀行は初期銀行と定義され、現代の銀行組織から区別されている²⁾のも事実である。

この通説が正しいのか、それとも金匠銀行家の銀行業務、さらにはイングランド銀行を核とする体系的な銀行システムはイタリア諸都市の預金銀行との間には、種の分岐があると考えべきか、——これが第一の課題である。

- (2) フローレンスやジェノアの商人銀行家

2) 中世ベニスを中心にイタリア経済を研究したレイン (F. C. Lane) は、イタリアに発生した銀行を初期銀行 (earlier bankers) とよんでいる (Frederic C. Lane, "Venetian bankers, 1496-1533: A study in the early stages of deposit banking," *Journal of Political Economy*, vol. 45 (1937), p.187)。尚、この論文は、*Venice and History: The collected papers of Frederic C. Lane*, John Hopkins Press, 1966 にも収録されている。

また、アシャー (A. P. Usher) は、この初期銀行を本源的銀行とよんでいる (Abbott Payson Usher, "The origin of banking: The primitive bank of deposit 1200-1600," *Economic History Review*, vol.4, 1932-34)。

初期銀行あるいは本源的銀行という名称は、中世イタリアの預金銀行の貸付業務が手形の割引さえも存在しない、単純な貨幣の貸付業務に限定されていたという事情と関係している。近代的預金銀行の特質は、銀行債務 (支払約束) という形態で貸付をおこなうところにある。もっともアシャーは、預金の振替による貨幣節約を銀行信用による貨幣節約と同視している。この点は次稿で問題とする。

は、リヨン、バルセロナ、ジェノア等に国際決済市を定期的に開設し、ヨーロッパ域内の貿易決済をおこない、またそれをつうじて商人のみならず王侯貴族に貸付をした。しかし、イタリア諸都市にはこのような国際業務に従事する商人銀行家とは異なる預金銀行が存在した。(1)で指摘した預金銀行であり、これらは都市国家内の地場銀行として機能し、国際的決済金融のネットワークから隔絶されていた。とくに、ベニスの銀行は、1500年当時には地場の預金銀行として機能し、国際決済はフローレンスの商人銀行家のベニス支店に任せていた。

この商人銀行家と地場預金銀行との機能は、振替決済と貸付を結びつけていたという点では共通している。違いは、振替業務と貸付業務をおこなうときに形態的な違いがあるということである。商人銀行家の貸付業務は、為替手形を定期市へ集中して振替決済をおこなうという為替の操作を通じておこなわれたのに対し、地場銀行では、貨幣の所有者である商人（事業者）の預金を原資に貸付業務をおこなったところにある。

預金による国内決済と外国為替の集中集積という国際決済という決済方式の違いが、貸付業務に形態的な違いをうみだしたのは事実である。同じ時代に、国際決済市と国内預金銀行として別々の姿で現れた振替と貸付の方式は同じものと断定することができるのか、またこのような形態的な相違がどうしておこったのか、—これが第二の課題である。

(3) イタリア商人銀行家の国際決済方式とアムステルダム銀行に在る国際決済方式の違

いをどのように眺めればよいのか。とくに、イタリア商人銀行家もアムステルダムの商人も、ともに国際的な支店・代理店網を形成しながら、一方は特定の日時に特定の土地に集合して決済をするという人工的な組織（国際決済市）として、他方は振替銀行による自動的な決済組織（アムステルダム振替銀行）として機能した。

イタリア商人銀行家の国際決済市方式とオランダ商人のアムステルダム振替銀行方式との違いが、商業手形の第三者への譲渡という商業信用の近代的なコンセプトとどのような関係をもっているのか、またもしも持っているとすればどのような内容としてそれを理解できるか、—これが第三の課題である。

(4) 金匠銀行家やイングランド銀行の貸付は、銀行券（銀行の支払約束）による貸付という新しい形態でおこなわれた。銀行券という信用貨幣による貸付業務、いいかえると信用流通と結びついた貸付業務が、歴史的な結果としては手形交換所をうみだし、銀行間決済や貸借という銀行相互間の金融のネットワークを創設することになった。とくに、産業革命が本格的に進展する1820年代から30年代にかけてイングランド銀行を発券銀行とし、その他の銀行は預金貸付業務に専念する銀行の階層化がすすんだ³⁾。

この発券銀行と預金銀行との類別は、一方では国家による通貨発行量の管理や国家

3) 1826年および33年の英国銀行条例は、近代的金融制度の歴史的端緒として理解されている。これらの条例によって、イングランド銀行を発券銀行として国家の管理下におき、預金銀行が預金支払いのための通貨（流動性）を十分に保有しない場合にイングランド銀行をとおして通貨供給を図ろうとする動きがしだいに醸成されていったからである。

信用を受けた発券銀行による預金銀行の資金的支援（ラストリゾート）という国家信用の介入を強める一方、預金銀行は当座貸越による貸付と小切手による決済システム、手形交換所システムを築きあげた。国家信用の介入によって国家と民間銀行とを連結する中央銀行組織が、また民間の銀行と銀行をむすぶ債権債務の処理機構として手形交換所が構築され、銀行信用のシステムが国家的システムとして編成されていった。

イタリアの預金銀行には、都市国家の内部でさえも手形交換所に類する銀行間の連携は十分ではなく、孤立した存在（ユニット・バンキング）であった。それにたいし、支払約束という銀行信用にもとづいた貸付業務をおこなった英国の銀行は、お互いの間に組織な連携を形成し、国家信用をも包摂する一つの有機的信用体系、銀行システムに成長した。

英国で銀行組織の有機的体系を推進した原動力が何であれ、それがどのようなプロセスを経ておこなわれたか、— これが第四の課題である。

- (5) 最後に、18世紀を彩るアムステルダム振替銀行を中核とする貿易決済システムと19世紀を特徴づけるロンドン貨幣市場を核とする国際銀行決済システムを対比し、分析しなければならない。

19世紀後半に確立されたポンド体制のもとでは、巨大な銀行信用体系として構築されていたロンドン貨幣市場は、海外業務をおこなう植民地銀行や海外銀行とよばれた為替専門銀行とは組織的に分離されていた⁴⁾。ところが、第一次大戦後には、英国の巨大民間銀行は、国際為替業務をおこなって

た植民地銀行や外国銀行を吸収し、国内および国際の銀行業務を取り込み、グローバルに金融活動をおこなった。

英国の国際銀行業務は、ロンドンを中核に巨大な銀行システムとして体系づけられていた。だが、オランダの国際決済システムは、アムステルダム振替銀行が核となり、国際的な決済は商業的債権債務に依存した構造であった。

銀行信用という資本主義の魂が吹き込まれるかどうか、国際決済システムのメカニズムを大きく変容していることに気づくが、巨大な国際銀行メカニズムとして国際通貨体制が生成されていく過程を分析すること、— これが第五の課題である。

1.3 理論的に整理すべき二つの論点

以上5つの課題を列挙したが、そこから二つの問題提起、理論的に解明されるべき課題を提示しておきたい。

(1) 初期銀行と現代銀行システムを識別するものは何か

第一に、イタリアにおける初期預金銀行と英

- 4) 1851年にオリエンタル・バンク (Oriental Bank Corporation) が設立されたのを契機に、東洋全域に支店代理店網をもつ特許株式銀行がつぎつぎに設立された。これらは東インド会社の独占的為替取引に対抗して英国銀行資本や産業資本によって設立された外国為替業務専門銀行であり、植民地における為替取引と発券業務を主体としたことから、植民地銀行とよばれた。また、1862年の会社法にもとづいて植民地の圏外、たとえば南米大陸等で為替業務をおこなう海外銀行が設立された。

植民地銀行も海外銀行も、1909年までロンドンで預金と貸付業務をおこなう預金銀行業務は許可されておらず、為替業務は親会社であったロンドンの株式預金銀行の勘定をおこなわれた。第一次大戦後には、ロンドンの巨大株式銀行がこの外国為替業務を直接的傘下においた。詳しくは、拙著『為替と信用 — 国際決済制度の史的展開』新評論、1976、第6章「ロンドン国際金融市場の形成と株式為替銀行」を参照されたい。

国における預金銀行との間には、本質的な区別がなされなければならない。それを区分する指標は、貨幣流通に直結した貸借（これは預金振替による貨幣節約を否定するものではない）であるか、それとも信用流通と結びついた貸借であるかという問題に帰結する。

初期銀行は、貨幣流通のもとで預金貸付業務をおこなっていた。彼らは、商人たちから支払に備えた準備金あるいは将来の支出に備えて蓄えられた準備金を預かり、それを自分自身の責任で第三者に貸し付けた。その際、手形の割引はできず、多くは冒険取引に出資するか、国家に融資された。この融資は貨幣でおこなわれたが、当然ながら銀行家はその銀行に預金勘定もっている事業者を貸し手に選んだ（もちろん融資の条件として銀行に勘定を設置するよう求めたであろう）。というのは、勘定の開設者に貸付をすれば、それは再び預金として還流するからである。他人の債権（預金）を貸し付けて利殖をする銀行業者がおこなう工夫がそこにみとれる。

英国の金匠銀行家の場合はどうであったか。彼らの銀行業務は、ロンドンの商品購入者に当てて振り出された内国手形を金匠銀行家の約束手形（銀行券）で割引くという方法で貸付がおこなわれた。つまり、金匠銀行家は、預金そのものを貸し出すのではなく、他人の貨幣である預金を支払準備として銀行の約束手形（銀行券）を発行したのである。その上に、彼らは支払人が商人が一定期限後に支払うと約束した商業手形（内国為替手形）を担保にとっていた。

金匠銀行家は、商業手形の割引という貸付行為を銀行券つまり銀行が支払を約束した信用証書でおこなっている。いいかえると、金匠銀行家の貸付とは、商業信用でできあがった商業的

債権を銀行の要求払い債権（銀行による貨幣の支払約束）に転換する操作であり、そこには貨幣（銀行債務としての預金）は支払準備として銀行の金庫のなかに温存されている。

貨幣流通の枠組みのなかでおこなわれる初期銀行の貸付と信用流通のなかでおこなわれる金匠銀行家の貸付、— 貸付における質的な違いが、中世の預金銀行と近代の預金銀行を類別している。これは、現代の銀行システムを解明する際に、十分に留意しなければならない分類基準であろう。それゆえ、先に掲げた5つの課題に具体的に接近する前に、私は近代的銀行がどのような骨組みをもっているか分析する。この分析が、本稿の課題であり、第2節以降でおこなわれる。

本来ならこのまま第2節にすすむべきであるが、前節の5つの課題からでてくる別の問題を指摘しておきたい。

(2) 三つの断層をもって進化した国際決済システムを区分するものは何か

問題提起の二つめは、歴史的に断層をもって存在した三つの国際決済システム — つまり、(1)中世ヨーロッパを壟断したイタリア商人銀行家の国際決済市、(2)近世世界の貿易を支配したオランダ商人の共有財産であるアムステルダム振替銀行、さらには(3)現代国際通貨制度の出発点となったロンドン貨幣市場 — を識別する基準も、信用および信用の形態と深く関係しているということである。

中世後期に盛況を呈したイタリア商人銀行家の国際決済市は、譲渡されず個別分散した商業的債権債務を商人銀行家が人工的に清算するシステムであった。17世紀にあらわれ18世紀末まで国際決済機構として世界市場を席卷したアムステルダム振替銀行を軸とした決済は、アムス

テルダムに宛てて振り出された為替手形を外地で譲渡し、銀行貨幣（アムステルダム銀行で振替決済をするために預託された貨幣）によって振替決済をするシステムである。この決済システムでは、アムステルダムで支払を約束された商業約束手形（外国為替手形）が外地で譲渡されるという商業債権の第三者への譲渡という行為が鍵を握っている。19世紀、国際通貨（international currency）であるポンドをうみだした英国型決済システムは、ロンドン貨幣市場を核とする国際的銀行信用にもとづいている。

（i）国際決済市における譲渡できない商業債権債務の振替決済と未決済残高の貸付

イタリア商人銀行家による国際定期決済市の開催は、債権債務が書類で第三者に譲渡できないという事情を反映しており、為替手形の振替決済のために為替債権と債務をもつ銀行家が特定の決済市開催日にリヨンなど特定の土地に参集しなければならないという事情を教えている。

国際決済市では第三者に譲渡されない為替手形が使用されているために、国際決済市に出向く商人銀行家に宛てて、しかもその市が開催される期日にあわせて（これは定期市が開催される支払地を指定することでもあるが）為替手形が振り出された。振替のためには、商人銀行家あるいはその代理人が決済市に参集し、お互いの間の債権債務を一つずつ確認し合って最終的に決済をすることになる。その際、商人銀行家の間で支払残高ができれば、他の決済市で未決済債務をもつ債務者が支払を約束した為替手形をその債権者が振り出した。

（ii）アムステルダム振替銀行の銀行貨幣による譲渡された債権債務の振替決済

アムステルダム振替銀行を核とした決済は、世界の各地に代理人を配置して商取引をおこな

うオランダ商人が為替取引を媒介に決済をアムステルダムに集中する様を教えてくれる。つまり、彼らは代理人が扱う商品をアムステルダム国際商品市場に集中すると同時に、その決済は手形の引き受け（acceptance credit: accept-crediet）とアムステルダム振替銀行に預託している銀行貨幣（bank money）でおこなった。

アムステルダムの商人は、代理人である外国商人が自分に宛てて貨物を発送するとき、アムステルダム宛て手形を振り出すことを認め、その手形にたいする支払を約束した。この支払約束が手形の引き受けである。このアムステルダム宛て為替手形は、アムステルダムから送られてきた商品の代金を支払わなければならない別の現地代理人によって積極的に買い取られた。送られたきた商品を販売して現地通貨を手にしたこれら代理人は、そのアムステルダム宛て為替手形を買い取り、アムステルダムに送金した⁵⁾。

アムステルダムに送られた為替手形は、銀行貨幣をとおして手形の引受人から手形の受取人に支払われた。銀行貨幣とは、アムステルダム振替銀行に預託している商人たちの預金を意味しており、その銀行勘定で手形引受人（手形の支払人）が支払を受ける手形の受取人に決済する際に帳簿上移転する金額を指している。

いいかえると、アムステルダムにおける国際決済は、商人たちが手形の引き受けと現地における振り出された手形の譲渡とによって貿易から生まれた債権と債務をアムステルダムに集中させ、アムステルダム振替銀行に預託されてい

5) 具体的には、石崎昭雄『オランダ型貿易国家の経済構造』未来社、1971年を参照。石崎氏は、輸入者が手形の引き受けをして外国の輸出者に逆為替を振り出させるだけでなく、輸出者に向かって送金を替を送付する場合もあったと指摘している。また、「1734年には、取引所でヨーロッパ内24の都市と直接為替が組まれていた。」（同上、126ページ）。

る銀行貨幣で振替決済する制度であった。この意味で、この決済方式は、商業的債権を第三者に譲渡し、振替銀行で振替決済するという商業信用の譲渡にもとづいたものといえる。

(iii) ロンドン貨幣市場を核とする国際的銀行信用にもとづいた決済と貸付

すでに指摘しておいたように、19世紀後半に確立されたポンド体制のもとでは、銀行信用体系としてロンドン貨幣市場に構築されていた銀行システムを核として、為替専門銀行として設立された植民地銀行や海外銀行、さらにはドイツ、フランスや米国等欧米諸国の外国銀行が、ロンドンの株式銀行に預金勘定を開設し、その勘定をとおして国際決済をおこなうシステムであった。この決済は、諸国銀行がロンドン・バランスを通じて決済する銀行間信用システムであり、第一次大戦後には、英国の巨大預金銀行が国際為替業務を取り込み、グローバルな国際銀行システムを構築された⁶⁾。

イタリア商人銀行家からアムステルダム商人へ、アムステルダム商人から英国の銀行システムへと歴史的に段階を追って変遷した国際決済システムも、譲渡を許されない商業債権（ユーザンス手形）の人工的集中、商業的債権譲渡と振替銀行の預金勘定による集中決済、さらにはロンドンを基軸とした国際的な銀行間取引による集中決済として、信用と深い関わりをもっている。

国際決済システムの歴史的、段階的発展が信用の形態変化と連動して展開しているとするならば、信用の要素分析とその要素間の連関を分析することが、国際決済システムの進化の過程

を追跡する際に解明の鍵を提供してくれるであろう。

一見無関係におもえるのだが、国際決済システムがどのように段階的に進化したかという進化論的分析をする場合にも、信用の構図は重要な手がかりとなるにちがいない。

この点も確認したうえで、銀行信用とは何か、それはどのような構図をもっているか、次節以降で確認しておきたい。

2 銀行信用の二側面

— 信用流通と貨幣の貸借

2.1 信用流通と貨幣の貸借との二分法

資本主義的信用制度は、信用貨幣によって推進される商品流通という信用流通の一面とともに、利子を生む資本の運動すなわち貨幣資本と機能資本との間で展開される貨幣の貸借という別の側面を持っている。

商品流通を貨幣に代わって信用貨幣で行う信用流通は、個別の商品売買にある販売と購買という時間的契機を払拭して、販売と購買を同時におこなわせる運動である。いいかえると、商品取引の当事者が空間的に連鎖して債権債務の関係を形成し、商品の流通を瞬時に遂行させる空間的運動として存在する。

貨幣の貸借は、貸付可能な資本を所有する貨幣資本家はその資本を貨幣の形態で事業を営む機能資本家に貸し付け、利子を手にする運動である。この利子は産業資本家や商業資本家である機能資本家はその事業をおこなって利潤を生み出すことを前提としているが、前貸しされる資本に対する利子の割合すなわち利率は貨幣資本と機能資本が貸借の契約をする瞬間に決まってしまう。

いいかえると、貨幣の貸借は、利潤を生む資

6) この点については、拙著『現代為替論』有斐閣経済学叢書6、1982年、第3章「取引通貨と為替媒介通貨」を参照されたい。

本として貨幣（貨幣商品）を供給する貨幣資本と現実に利潤を生む生産活動や商業活動に充用するためにその資金を需要する機能資本との間に展開される競争であり、貨幣商品の需給関係のなかで利子率が決定される。利子の支払いはそれを借り入れた機能資本がその事業活動から生みだした利潤の一部として支払われるはずなのに、貨幣の貸借では契約の出発点で借り入れた資本に対する利子支払いの割合（利子率）が決められる。

このように、信用は二つの定在 — 信用流通と貨幣の貸借 — を持っているが、その二つが時間的契機を喪失した空間的規定性だけで現象すると、この二つの定在の間にある有機的な結びつきは目にみえなくなってくる。信用制度における二本の支柱、信用流通と貨幣の貸借の双方で時間の契機を喪失してしまうと、信用流通は貨幣の問題であり、貨幣貸借は資本の問題であるという誤った幻想があらわれる。同じことが研究の世界でも芽をふきだし、定着することになる。

それゆえ、本論にはいる前に、信用にあるこの二側面 — 信用流通と貨幣の貸借という二側面 — について、私が歴史的な分析からえた基本的な区分と相関性を簡単に紹介しておきたい。

2.2 貨幣による貸付と信用による貸付

— 異質性の確認

貨幣の所有者がその貨幣を貸し付ける行為を一般的な貸付とよぶならば、銀行の貸付はその特殊な形態である。銀行貸付は、他人の貨幣を預金として集積し、それを自分の責任で第三者に貸し付けるという特殊な貨幣の貸借にある。だが、近代的銀行は預金と貸付の業務をおこなうだけではない。銀行券による貸付、当座貸越

による貸付にみられるように、他人の貨幣ではない銀行自身の信用（銀行の支払約束）による貸付をおこなっている。

とくに預金銀行の小切手決済は手形交換所という銀行間決済の場を創設し、銀行間相互貸し付けを日常的にした。近代的銀行は孤立した存在ではなく手形交換所をとおして相互が緊密に連携している。

この横の連携に加えて縦の連携もある。国家信用を背後にもつ中央銀行に銀行券発行の業務を限定し、手形交換所に加盟している銀行は、中央銀行に勘定をもっている。この勘定は銀行間の債権債務を最終的に処理する場であるだけでなく、通貨逼迫時に民間銀行が中央銀行から最終的に支援を受けるラストリゾートの水流ともなっている。近代的銀行は、孤立した存在ではなく、一つの銀行システムとして有機的に結合され、構築されている。

私が強調したいのは、つぎのことである。近代的銀行に固有の現象、銀行業務がシステムとして構築されているという現象は、他人の貨幣を集積し第三者に貸し付けるといういわゆる貨幣の貸借そのものからだけでは生まれえない。この有機的な連携は、銀行信用による商業債権の代位 — 商業債権の銀行債権への転換 — という近代的な商慣習と結びついて生みだされた。

商業債権の銀行信用への代位という新しい商慣習のもとで、機能資本家である事業者は商業的債権を銀行債権に転換する。同じ事態を銀行の側からみれば、かれらは商業債権という担保をとって貨幣支払約束である銀行券によって貸付をするという新しい貸付手法を身につけたのである。商業手形の割引を銀行券でおこなうという行為は、貨幣の前貸しではなく、銀行自身の信用の供与である。この銀行信用は、預金と

いう他人の貨幣を貸し付ける行為そのものではない。商業債権を担保として確保する一方で、他人の貨幣である預金を支払準備とした銀行自身の信用（銀行券）にもとづいている。これが、初期銀行から近代的銀行を切り離し、銀行信用による貸付として銀行業務を規定する理論的な、歴史的な出発点である。

17世紀半ばには、スコットランドの銀行はイングランドの銀行と同じように手形の割引をおこなっていたが、それだけでなく当座貸越にいたキャッシュ・アカウントという形態で貸付をした。この新しい貸付は、信用力のある人物が土地を所有する人物を連帯保証人とすることで認可され、貸付を受けた事業者はこの貸付（預金残高）の枠内で銀行券を発行してもらった。このキャッシュ・アカウントはスコットランドの銀行が発明したものだと言われているが、これが後の小切手で決済をする当座勘定を利用した当座貸越という現代的な預金銀行の貸出方式につながったようにも思える⁷⁾。

手形の割引は、商業的債権を担保として銀行券（銀行の支払約束）に転換する行為であり、一見すると貸付ではなくたんなる債権の形態転換、固定した商業債権から要求払い銀行債権への形態転化にすぎないようにみえる。だが、これは商業的債権を担保にとり、その担保が銀行券発行の根拠になっている。この関係は、スコットランド銀行によるキャッシュ・アカウントと

銀行券発行の関係をみれば明白である。キャッシュ・アカウントでは、銀行券による貸付は人的信用のうえに土地を担保とすることによって成立している。内国為替手形が大部を占めた手形の割引の場合も、現実の取引から生じた商業債権とその債権の支払を約束した引受人の人的信用がその基盤にあった。

以上から、ここでつぎの二点を確認できる。

第一は、銀行券の発行は、商業債権や土地などを担保として発行された純然たる銀行信用による貸付であり、たんなる貨幣の貸付ではない。いかえると、このような銀行信用による貸付をとおして、貨幣に代わって信用通貨による商品流通が存在しえた。

第二に、銀行信用による貸付は、その見返りに人的あるいは物的担保をとって、銀行券あるいは当座貸越という銀行債務でおこなわれている。これが、イタリア初期銀行の貸付すなわち他人の貨幣による貸付と近代的銀行の貸付を区別する決定的な基準である。それに加えて、銀行信用による貸付をおこなう銀行は、銀行相互の連携を促す作用をもっている。

1694年に勅許株式銀行イングランドの銀行によって発券業務を開始すると金匠銀行家などロンドンの私営銀行は、小切手振替システムと当座貸越という新しい貸付システムをつくりだした。その一方で、このような預金銀行のシステムから銀行券を発行するイングランド銀行が相対的に遊離し、中央銀行＝預金銀行というピラミット型の銀行システムが形づくられていった。発券業務を放棄した預金銀行は、小切手による決済を円滑にすすめるために手形交換所を開設し、銀行間の連携を深めるとともに、発券銀行である中央銀行に勘定を開設した。このような有機的な銀行システムは、中世の初期銀行

7) スミスによれば、キャッシュ・アカウントとよばれた当座貸越は、確実な信用と土地資産をもつ二人の保証人を立て、かつそれら保証人が信用貸しされた定まった金額を限度として要求があり次第利子を付けて返済することを保証するならば、スコットランドの銀行によって認可された。ここでは小切手を使用しないで、実際の貸出は銀行券でおこなわれた (Adam Smith, *The Wealth of Nations*, Cannan edition (The Modern Library), 1937, p.283, [大内兵衛・松川七郎訳『諸国民の富』岩波文庫, 274-75ページ])。

にも、アムステルダム振替銀行にもみられないまったく新しいものである。

3 貨幣流通と信用流通

3.1 貨幣と信用貨幣

信用貨幣、たとえば銀行券が、金属貨幣である金貨、銀貨の代替物であることを否定する人はいないであろう。ところが、その貨幣代替機能が貨幣のいかなる機能と関係しているかということになると意見は分かれる。銀行券がその背後に国家信用を持っていることから国民通貨したがって国家紙幣と同列にあつかう人がいる。これは、銀行券の背後のある国家信用を信用そのものではなく、国家による貨幣の強制通用力ないしは通貨発行権とみなす見解である。

それとは対照的に、銀行券に代表される信用通貨の機能が貨幣の支払手段としての機能にあると考える人がいる。それが徹底すると、信用貨幣としての基本的定在を前提として貨幣そのものの機能を定義することになる。

ヒックスはいう。「貨幣は契約時に価値の標準として、引き渡し時に支払手段として現れる。前者が本質的である。」

ヒックスが定義する貨幣は信用流通を前提としている。つまり、この規定は商品交換が債権債務契約によって遂行されるという企業間取引を念頭においている。したがって、彼は、商品の交換を①売り手と買い手の間の売買契約、②商品受け渡しの約束（売り手からの「実物面の債務」）ならびに③支払の約束（買い手からの貨幣面の債務）という3つの要素に分解したうえで、貨幣はその契約の形成時に「価値の標準」として機能し、その後の支払時に「支払手段」として機能すると定義するのである⁸⁾。

当然のことながら、契約時の「価値の標準」が本質的であるとする貨幣の本質規定は、現実の経済社会と矛盾する。なぜなら、契約時の「価値の標準」とは売り手と買い手との間で確認される商品の私的な契約価格を指しているにすぎないからである。そこには、私的な商品の契約価格をするためのたんなる度量標準を貨幣の「価値の標準」機能と誤解し、契約時に市場価格のリストが作成されることを「商品の価値が共通の尺度で表示される」とことと混同するという混乱が露呈されている⁹⁾。

商業的債権債務、すなわち契約が作成される時の契約価格（価格リストとしての契約価格）が実際の市場で実現される価値ではないということは、多くの企業経営者が実感している。また、実際に市場で実現される商品の価値と私的な契約価格との落差によって、その商品の支払に支障がおこる。競争力のあるメーカーが系列化された販売組織を編成し、契約価格と市場で実現される価格とを一致させようと試みる。この一致は独占がもたらす操作であり、小売業の競争力強化や同じ部門への新規参入によってもろくも崩れることは、現実の経済性格で日常的に見聞するところである。

このように貨幣を定義するヒックスの立場からすれば、金属通貨の特性である価値保蔵機能は商品一般の機能と同じもので、貨幣特有の機能ではないということになる。これは金属貨幣を排斥した今日の管理通貨制度のもとでは、一見妥当な見解のように思える。なぜなら価値の蓄蔵はポートフォリオとしてさまざまな金融資産（金融商品）であらわされ、その金融商品は

8) John R. Hicks, *A Market Theory of Money*, chap. 5 [花輪俊哉・小川英治訳『貨幣と市場経済』東洋経済新報社、第5章]

9) 同上、訳50ページ。

実物商品と同じように商品として存在するからである。

金融商品と実物商品との形態的相似性でもって実質的な同質性を主張することが、どのような経済学的混乱をうみだすか、その証左を例示しよう。

実物商品は生産活動の産物で現実経済の物質代謝を担う基本分子である。だが、金融商品は実体経済と関係をもたず、その出発点も帰結点も蓄蔵された貨幣的価値として存在する。金融商品のポートフォリオとは、その抽象的価値一般が一部は流動的な形態（預金や短期国債など）で一部は非流動的な形態（株式、社債など）で保有される状態を示しており、この形態は貨幣的価値の温存あるいは増殖という尺度に翻弄されて絶えず変化し、流動化している。つまり、ポートフォリオの形態変化とは、貨幣価値一般と類似の価値の蓄蔵を金融商品でもっておこなおうとする結果、たえず価格を変動させる金融商品の束を組み直す操作にすぎない。したがって、今日では非流動的な金融資産を流動化するシステムは、株式や債券の二次市場だけではなく、土地や建物を担保とした貸付金さらには自動車ローンのような固定債権にまで包摂している。債権の流動化といわれるものがそれである。

金融商品は、実物商品とは異なり、価値一般を保養し、蓄蔵する手段である。この価値一般の蓄蔵は、金属貨幣が基盤にある社会では貨幣（あるいは最終的に貨幣に転換できる権利）という形態で、あるいはそれと結びついて存在した。経済システムから貨幣の流通を排斥した信用流通の世界、とくに現代の管理通貨制度のもとでは、価値一般の蓄蔵は絶えず価格を変動させる金融資産によっておこなわれる。

現代金融論はこのような金融資産の流動化、

固定債権の証券化（流動化）という新しい世界を研究対象としている。このような特異な研究領域が形成されたのは、現代経済が貨幣流通を完全に放逐し、信用流通の世界をつくりだしたという事情、また信用流通の世界では価値蓄蔵を金融資産のポートフォリオに頼らざるをえないという事情にある。この事情は、貨幣に価値蓄蔵機能がなくなったことを証明しているのではない。逆である。貨幣の価値蓄蔵機能に代わる機能として存在する金融資産のポートフォリオが貨幣と同じ価値蓄蔵機能を維持できるかどうかを問いかけているのである。

現代の信用貨幣を分析して信用貨幣が貨幣のどのような機能と関係しているかを突き止めること、つまり信用貨幣が貨幣のどのような特殊機能にもとづいて発生しているかを分析することは、重要であり必要である。とはいえ、信用貨幣の生成と深い関係を持つ貨幣の機能を抽出する作業を、貨幣の一般的機能や特殊な諸機能を分析する作業と混同し、同じ作業だと錯誤することは許されない。

3.2 さまざまな信用流通

いま私は、貨幣と信用貨幣は別種のものであり、貨幣の機能と信用貨幣の機能とを混同すべきではないと主張した。ヒックスがいう貨幣とは、本源的には商品取引を媒介する商業信用——商品の購買が売り手と買い手との間で商品を引き渡す時点で価格が決定され、一定期間後に支払がなされるという契約——を、また具体的には銀行信用によって創造される信用貨幣を示しているにすぎない。

問題は、この商業信用の媒介手段すなわち商業約束手形がなぜ貨幣を排斥して貨幣と同じ機能を持つのか、あるいはなぜ信用媒体が貨幣の

特殊な機能（価格の度量標準と支払手段）と同じ機能をもつとみなされるか、にある。ミル（John S. Mill）は、この貨幣に代替する信用を、貨幣がまったく移動しない「購買力を創造する信用」とよんでいる¹⁰⁾。いわゆる商業信用は、商品が引き渡された後貨幣で支払をしなければならぬ契約であり、結果的には貨幣でもって購買をしている。ミルがいう「購買力を創造する信用」とは貨幣を用いないで信用でもって購買をすることである。いいかえると、「貨幣から独立した、特別な購買力としての信用」であり、代替貨幣としての信用貨幣を指している。

ミルにしたがって分類すると、信用がもつ貨幣代替機能を整理もつ信用は、四つに分けられる。

(1) 事業者のオープン勘定で連続的な債権債務を相殺する操作

甲と乙という二人の事業者があつて、相互に信用で商品を買入れている。この場合貨幣の支払は、両者の債権と債務を相殺され、残高だけが貨幣で決済される。この結果、長い一連の取引の大部分が貨幣なしで清算される。

これは、現代でも継続的に相互で商品を売買し合う事業者間でおこなわれている方法であり、国際取引でも一般的にみられるオープン勘定による決済である。商品流通にともなう決済が、銀行システムの内部に包摂してしまう小切手決済システム（後の(4)を参照）にたいし、これは商品流通にともなう決済を部分的に事業者の内部にとり込み、貨幣流通を削減する効果を持っている。

(2) 内国為替手形の裏書譲渡と銀行券による割引

乙に商品を引き渡した甲が、第三者である丙にその債権を譲渡する場合である。甲は乙が6ヶ月後に支払を約束した内国為替手形を振り出し、それを現地の銀行で割引してもらう。この方法は、18世紀に非常に活発となり、19世紀の後半に衰退するまで日常的におこなわれていた¹¹⁾。

アントワープの場合と異なり英国では、ミルが高く評価しているソーントン（Henry Thornton）の『紙券信用論』（*An Enquiry into the Nature and Effect of the Paper Credit of Great Britain*, 1802）¹²⁾においても確認できるように、内国為替手形の流通が一般的であり、いわゆる同一地域内での商業約束手形の流通はほとんど問題とされていない。

もちろん、この内国為替手形は、銀行家のも

11) 1697年の法的整備の後、内国為替手形は、銀行家による割引の対象として盛んに振り出され、もっともフォーマルな商業債務証券（commercial instruments）とみなされた。これが商業を活性化したのは、(1)割引によって支払に要するコストを軽減し、間接的に商品コストを下げたこと、(2)同じ割引によって輸送中の貨物の代金が回収され、資本の循環を加速させたこと、にある（Ray B. Westerfield, *Middlemen in English Business: Particularly between 1660-1760*, reprinted edition, 1968 (1st ed. 1915), p.390）。

この指摘からもわかるように、ロンドンと英国各地を結ぶ各地間取引の取引が内国為替手形によって、活発におこなわれるようになったのは、地方銀行（country bankers）が台頭し、ロンドンの銀行が各地に割引ブローカーの網目を張り巡らせるという銀行業の台頭と関連していた（*ibid.*, pp. 389-90）。

この種の銀行業者は、当然のことながら銀行券という約束手形で割引をしたが、商取引をこえて、たとえば銀行家が発行する約束手形が第三者に譲渡されるどうかという古い問題は、1694年にイングランド銀行の設立が勅許されてその実効性を明確にしていたが、1704年に為替手形と同じように約束手形も譲渡できることが法令で定められ、18世紀に銀行の台頭を促した（*ibid.*, p.391）。

12) 1802年に刊行されたソーントンのこの著作は、「今日（1848年当時）でもなお、商業社会において信用が授受される様式に関する、英語で書かれた解説のうち、私が知っている限りではもっとも明快なものである。」（J. S. Mill, *op. cit.*, p.535 [邦訳(三)165ページ]

10) John S. Mill, *Principles of Political Economy with Some of Their Applications to Social Philosophy*, vol.2 (Book III), Collected Works of John Stuart Mill, London 1965, vol. III, p. 529. (末永茂喜訳『経済学原理(三)』岩波文庫, 156-157ページ)

とで割引される場合のほかに、それ自身が裏書譲渡されることによっても貨幣の代替物、流通を媒介する手段として機能した¹³⁾。

(3) 銀行券（銀行約束手形）の発行と流通

約束手形には、商業約束手形と銀行約束手形という二つの種類がある。前者は固定した支払期限をもち、後者は要求払いである¹⁴⁾。前者は、すでに注13)で引用したように、英国では内国為替手形として流通した。

銀行業者が発行する約束手形すなわち銀行券について、ミルはそれが貸付の手段であり、かつ銀行信用にもとづいて二様の仕方で発行されたと指摘している。「ひとり彼らの資本ばかりでなく、彼らの信用までも貸し付けようと欲する。しかもひとり彼らの信用のうち、実際に彼らの手もとに預託された資金からなる部分ばかりではなしに、一般公衆から信用を受けうる彼

らの力を使っても安全であると考えられる限りは、この力をもつのである。」¹⁵⁾

銀行券の発行は、預金である他人の資本を通貨発行の準備とするばかりでなく、人的あるいは物的な担保をとって「安全であると考えられる限り」の担保をとって融資の安全をはかる。そのうえ、発行された銀行券は、代替通貨として流通界の主役のひとつとなるのである。

銀行券の流通という銀行信用による信用流通は、「信用を鑄貨化する方法」(ミル)として英国だけでなく、各国で採用された。

(4) 当座預金と小切手決済

— 手形交換所と銀行の中央銀行勘定

流通に必要な現金や予備的現金をすべて銀行に預け、小口以外の一切の支払を銀行にあてた支払指図書(小切手)でおこなう小切手による振替決済という慣習が、19世紀中葉には事業者の間で広範にひろまりつつあった。

これは、17世紀にスコットランドで開発された手法——当座貸越にもとづいた銀行券の発行という手法——が発展したものである。だが、これは、信用貨幣である銀行券を現実の商品世界で流通させるという旧式のスコットランド方式とは根本的に異なっている。小切手という銀行に対する支払指図による決済は、銀行の勘定で振替をするだけで、銀行の外部に銀行信用を流通させないからである。貸付が預金(他人の貨幣)でおこなわれようと、貸付が銀行の信用そのもの(人的物的担保をとっているが)でおこなわれようと、小切手決済の場合には貸し付けた現金はすべて銀行の内部あるいは銀行組織の内部にとどまる。

このシステムは、信用流通を銀行の外にいる

13) 「しかしながら為替手形はたんに手持現金(レディ・マネー)の使用を節約させるだけでなく、多くの場合において現金にとって代わるのである。いま田舎の農業者が近隣の雑貨商に10ポンドの債務を支払うに当たって、さきに首都の売りさばいた穀物の代金としてロンドンの穀物卸商に宛てた同額の為替手形を与えると想像しよう。また、雑貨商はあらかじめ裏書をした後でその手形を近隣の製糖者に与えて同額の債務の支払に充て、またその製糖者は再び裏書をして田舎の取引銀行に送り、かくてその流通がなおもつづくとしよう。この場合の為替手形は要求払持参人払いの10ポンド銀行券と同じように5回の支払を完済するであろう。」(Henry Thornton, *An Enquiry into the Paper Credit of Great Britain*, edited by F. A. Hayek, 1939 (1st edition, 1802), pp.91-92 (渡辺佐平・杉本俊郎訳『ソーントン・紙券信用論』実業之日本社, 64ページ)

14) 「信用が通貨の代用物として使用される第三の形態は、約束手形という形態である。ある人たちに宛てて振り出され、その人によって引き受けられる為替手形と、その人が同じ金額を支払うことを約束した約束手形とは、前者は普通利子付きであるが、後者は一般に利子付きではないこと、および前者は普通一定期間の経過後にはじめて支払われることになるが、後者は一覧払いである。しかし、商業諸国でこのような貨幣の代用物を発行することが一個の特別な職業[銀行業]となったのは、主としてこの後の方の形態においてであった。」(J. S. Mill, *op. cit.*, p. 535 [邦訳(三)165-66ページ])

15) *Ibid.*

人々にも実感させていた銀行券流通そのものをも侵蝕し、信用流通を銀行の内部に引き戻し、預金の振替決済という銀行内部の流通に転換してしまった。この意味では、銀行信用の究極の姿である。

だが、信用流通が銀行内部の振替決済として内部化され、封じ込めたという事態は、特定の銀行勘定が小切手で決済される卸売取引における決済にかぎられるのではない。

第一に、銀行の外部で経済生活を営む事業者は、商取引から発生する債権債務の支払を銀行振替だけでおこなうだけではない。事業資金を銀行から借り入れる場合、それは当座貸越としてであれ、別種の契約としてであれ、当座勘定に貸付金を振り込むという形をとる。

現代では私たち雇用労働者も、自動振替やカードによる買い物を通じて銀行勘定による「目に見えない決済」をおこなっている。また、住宅ローン、自動車ローンで資金を借り入れてもそれらはすべて預金勘定に吸収され、いつの間にか代金の支払いを済ませている（借入金の返済も給与振り込みを通じて知らぬ間におこなわれている）。

第二に、事業者相互の商取引を決済する場合の障碍、すなわち売り手である甲はA銀行に、買い手である乙はB銀行にそれぞれ当座勘定を開設している場合にA、B行のいずれだけでも決済ができないという障碍がある。このために近代的銀行は小切手を決済するための施設、手形交換所を組織し、小切手を銀行間で決済するメカニズムを編み出した。

第三に、個々の銀行は手形交換所でお互いの債権債務関係を確認した後、それぞれが中央銀行（イングランド銀行）に開設した中央銀行勘定をとおして、相殺された後の差額を決済する。

銀行が開く中央銀行勘定は、手形交換所と連結して銀行間決済をするだけのシステムではなく、中央銀行から金融支援をうける窓口になっている。銀行券発行を放棄して、小切手決済を軸とした預金貸付業務に専念しはじめた預金銀行は、国家信用を背景とした唯一の発券銀行として銀行システムの中核となったイングランド銀行から、優良商業手形等の債権を担保として、融資を受けられるようになったからである。

4 銀行信用流通と支払準備としての預金

4.1 二つの信用流通

— 商業信用流通と銀行信用流通

銀行信用流通には二つの種類があることをみてきた。一つは、目に見える信用流通、つまり銀行券による信用流通である。いま一つは、目に見えない信用流通、小切手の振り出しと重層的な勘定開設 — 銀行間勘定（預金銀行の中央銀行勘定）と顧客勘定（銀行と顧客間の勘定）という二重の開設 — を媒介とした信用流通である。

この意味で、現代の銀行信用流通は、発券銀行としての中央銀行と当座預金勘定（さらには普通預金勘定も）を開設する預金銀行の体系として構築されている。また、中央銀行と顧客勘定を連結する環は手形交換所と銀行の中央銀行勘定である。

ただ残念なことに、小切手決済を土台に据えた銀行システムは現実の商業世界とは相対的に切断されている。つまり、銀行システムとして構築されている決済システムは「閉じこめられた信用流通」である。しかも、これが預金勘定を設定して振替決済される中世イタリアの預金銀行と一見類似していることから、後者現代の

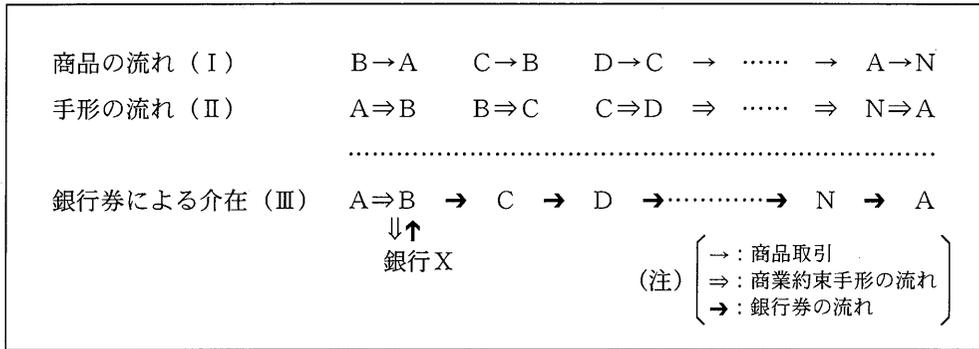


図1 商業手形の流通(II)と銀行券による割引(III)

信用流通を貨幣流通の枠組みのなかで理解するという誤解がうまれる畏れもある。

実際、私が『為替と信用 — 国際決済制度の史的展開』を上梓した当時、金匠銀行家の約束手形を中世銀行家の貨幣預かり証と同じだとする一部の議論に翻弄され、私が提起した問題がまったく別の方向に旋回させられた苦い経験もっている。

この節で、私は銀行信用とは何か、それが信用流通とどのようにかかわっているかを議論するのだが、その際上記のような誤解も生まれにくく、歴史的にも預金小切手システムに先行した信用貨幣、すなわち銀行券（銀行が発行する貨幣の支払約束）に例を取ってまず考察してみよう。

銀行券は商業手形の流通ときわめて密接な関係を持っている。それゆえ、まず商業信用流通について簡単にふれておこう。

図1(I)のような商品取引の中で、A, B, C, D, ……Nという事業者の間で $B \rightarrow A$, $C \rightarrow B$, $D \rightarrow C$, …… $N \rightarrow A$ という商品の売買がおこなわれたとしよう。このときAが振り出した商業約束手形は、(II)のように裏書譲渡されてB, C, D, ……Nと譲り渡される。最終的にAに還流したとすれば、商業的債権債務の

連鎖の中で商品交換が貫徹されたことになる。つまり、個々の商業的債権債務関係が連鎖することによって、貨幣なし(moneyless)決済が実現したことになる。

もちろん、A, B, C, D, ……Nという商品取引業者それぞれの間で商品取引にともなう債権債務の輪が絵を描いたように連鎖するという保証はない。この連鎖が同じ金額の債権債務として円環状で起こるという必然性はない。したがって、あとでみるように、振替銀行業者が、商品取引業者A, B, C, D, ……Nから支払や購買にあてる準備金を受け取り、個別の商品取引を振替決済するという手法や、貿易にともなう国際決済を専門におこなう国際決済市という特殊な機構が考案された。

銀行信用の一つの側面は、図1(III)に表現されているように、銀行Xが商品取引業者A, B, C, D, ……Nそれぞれの間でおこなわれる個別取引 $B \rightarrow A$, $C \rightarrow B$, $D \rightarrow C$, …… $N \rightarrow A$ を新しい債権債務関係に仕立て上げることにある。これらの債権債務関係は商品取引業者それぞれの間での個別的な信用、商業的債権債務をあらわしている。商業信用というのは後日の支払を約束した商品の引き渡しである。銀行信用は、この分断され独立して存在する商業的債権債務

を空間的に連続する新しい債権債務（銀行信用の連鎖→）に仕立て上げる一つの手法となつてあらわれる。つまり、支払期限を持つ商業的債権を担保にとって、その見返りに銀行の支払約束証書（銀行券）を発行するか、預り金以上に支払ができるように当座貸越を認めて銀行の勘定で振替決済をおこなわせる、商業債権流動化の方法である。これによって、商品販売者もつ期限のついた商業債権は要求払いの銀行債権（銀行券）に転換され、円滑な商品流通が実現される。これを商品世界における信用流通というのであり、流通に持ち込まれた商品を加速的に流通させる力として機能する。

以上みてきたことから、商業手形の流通も銀行券の流通も貨幣なし信用決済という点では共通している。それでは、商業手形の流通と銀行券の流通との間にどのような違いがあるのだろうか。

銀行が商業債権を貨幣的債権債務に転換させるこの銀行信用は、一つの前提、存立の条件を持っている。その条件とは、銀行業者が支払約束手形（銀行券）を発行したり、当座貸越をする場合に、その銀行債務を確実に履行する保証、すなわち銀行債務である銀行券にたいする支払準備金を持つことである。

銀行業者は、商業的債権あるいはその他の物的・人的信用を担保に信用を供与している。後でみるように、現実には銀行はこのような担保を準備として銀行信用（銀行券）を提供していく。だが、要求払い約束手形である銀行券を発行するためには、商業的債権や人的保証を担保に取るというだけでは不十分である。担保機能だけならば商業約束手形も持っている。銀行は銀行券に示された要求払い支払約束を実行できるという確たる証拠、債務の履行を滞りなく遂

行できるという目に見える証拠が必要である。要求払い約束手形にたいする支払保証の証拠とは、銀行に堆積している預金、他人の貨幣である。

銀行券や当座貸越の見返りに事業者が銀行に与える担保は、本来供与された銀行債権（貸付金）にたいして確実に支払をするという事業者の保証でしかない。事業者にたいして銀行がおこなう要求払い約束手形（銀行券）に支払をするという保証は、基本的には銀行に集積された預金（他人の貨幣）である。これが、商業約束手形から銀行約束手形を区別する物的要件である。

ここで、預金小切手システムがなぜ現代の預金銀行を象徴しているといえるのか、簡単に説明しておこう。

預金小切手システムは、銀行が貸付をしても、貨幣どころか信用貨幣さえも銀行システムの外に流れでないようにした、貨幣流出を阻止するきわめて巧妙な仕組みである。事業者にたいする貸付金はつねにその事業者の銀行勘定に振り込まれ、彼が貨幣を必要とするとき一枚の銀行宛支払指図書（小切手）でそれがおこなわれる。しかも、この貨幣が銀行システムの外部に流出するのを阻止するシステムは、手形交換所と銀行の中央銀行勘定という二つの連結装置によって、国家信用と銀行システムを融合し、必要な通貨量も調整するという一国の信用貨幣量を政策的に調整管理する機構でもある。

このように預金小切手システムを認識すれば、中世イタリアの預金銀行を現代の預金銀行と同一視する見解が、いかに貧しいものであるか、納得できよう。この現代銀行システムを生みだした母体は、商業債権を担保に銀行券を発行した金匠銀行家である。金匠銀行家が内国為替手形を割り引いて要求払い銀行約束手形を発行し、それが貨幣に代わって流通したこと、――

このことが、信用貨幣による商品流通、貨幣なき信用流通を出現させた。

現代の体系的なマネーなき信用流通システム（国家信用と結びついた預金小切手システム）は、エレクトロニクス文明のなかで電子通貨となって私たちの前に現れている。預金小切手システムも、電子通貨システムも、現実の流通に貨幣も信用貨幣も姿を現さず、信用流通がただ銀行システムのなかだけでおこなわれているというかぎりでは、本質的な違いはない。そこにある相違は、体系的銀行システムのなかに内部化された信用流通システムが、小切手という一片の紙切れをともなった帳簿決済としておこなわれるか、電子情報を媒介とした電子帳簿でおこなわれるかの違いである。システムが新しいのではなく、システムを媒介する道具が紙から電子信号に転換し、新しくなったというだけである。

19世紀の金本位制のもとでは、中央銀行のもとに貨幣支払準備金が集中され、その傘下にある預金銀行システムは銀行決済として信用貨幣を流通させた。今日の管理通貨制のもとでは、中央銀行はその支払い能力を国庫（税金と国債）によって保証され、民間銀行の預金小切手システムを支えている。

4.2 他人の貨幣（預金）を基盤とした貸付

— 初期預金銀行の基底的な銀行業務

銀行信用を支える貨幣（貨幣支払準備金）は、どのようなもので、どこからあらわれるのか。もしその貨幣（貨幣支払準備金）が個々の銀行業者が積み立てた自己資本にあると答えるものがあるとするれば、彼は資本主義社会における信用の実態を無視した、経済学の門外漢であろう。

銀行にとって厳しいといわれる BIS の自己

資本規制は、銀行が自己資本の10倍もの貸付を可能としていることを表現している。国内業務を主業務とするわが国の都市銀行や地方銀行の場合、自己資本がそれぞれ貸付債権の8パーセントの水準であれば健全とみなされている（1999年現在）。国際業務をおこなう銀行でも、銀行債権の10パーセントの自己資本を所有しておれば、それでことは足りるのである。

事業者が持つ商業的債権を銀行にたいする貨幣債権に転換する銀行の操作は、銀行が保有する自己資本ではなく他人の貨幣を貸付資本に転換することによっておこなわれる¹⁶⁾。銀行は他人の貨幣を集中管理して商業資本や産業資本など機能資本に貨幣を貸し付けるという独特の貸借機能をもっている。

問題はこのことから発生する。第一に、この貸付機能は何を基盤に発生したのか。第二に、この貸付機能がなぜ銀行業務といわれるのか。第三に、この貸付機能、すなわち銀行業務がどうして銀行券の発行や当座貸越という信用流通（信用流通としての銀行信用）と結びつくのか。

第一の問題にたいする回答は簡単である。銀行の貸付機能は、支払や将来の準備に備えて保有している事業者や個人の貨幣を預金として預かって、彼らの支払を代行し、貨幣を管理するという機能から出発している¹⁷⁾。中世中・後期の初期預金銀行も、17世紀の金匠銀行家もこの点では同じである。

このように課題を設定するならば、信用流通の鍵となる銀行信用を、商業的債権の貨幣的債権への転換、すなわち期限のついた支払請求権

16) 正確にいうと、少額の庶民の預金は資本には転化しないが、それが銀行に集中集積されることにより貨幣資本（貸付可能資本）に変えられる。銀行による利子の供与は小口預金が貸付資本に転換されていることの証左である。

の要求払い支払請求権への転換という債権の形態変化という単純な枠組みで処理することはできない。

貨幣的債権が債務として（一塊りの大量債務として）銀行に集中する行為が預金の獲得である。このように集中された大量の要求払いの貨幣的債務が、利子を生む資本として商業資本や産業資本など機能資本に貸し付けられる、——したがって、この外部世界に負う大量の預金債務が、銀行による貨幣の貸借の前提としてある。（銀行による預金の集中がどのような歴史的契機をもって発生したか、という第一の課題に結びついた歴史分析は、つぎの論稿にゆずる。）

ここでは、第二の課題、すなわちこの預金の集中と機能資本への貸付をなぜ銀行業務とよぶのか、——それを考えてみたい。

貨幣の貸借は、銀行を介在させる場合には、二重の取引としてあらわれる。一つは預金者と銀行との取引であり、いま一つは銀行と機能資本との取引である。前者の取引も後者の取引も、貨幣的債権債務関係であり、Aの場合は銀行が債務者であり、Bの場合は銀行が債権者である。つまり、かたちの上では、銀行は預金者と機能資本との貨幣的債権債務を媒介する仲介者という姿をとっている。

問題はこの貨幣的債権債務の中身にある。この貨幣的債権債務の実体を把握するために、(1) 銀行を排除した（銀行を中立的なたんなる媒介

者とした）取引——つまり預金者である貸し手と借り手である機能資本家との直接的な貨幣の貸借——と(2)貸し手としての銀行という本来の銀行業務を踏まえた取引とに分けて、検討しよう。

(1) 貸し手と機能資本家との直接的な貨幣の貸借——たんなる貸付ブローカーとしての金融媒介(非銀行業務)

まず、銀行を貸付可能な貨幣商品の所有者（つまり、貨幣資本の所有者）と貨幣資本を必要としている事業者（産業資本および商業資本としての機能資本）とを結びつけるたんなる取引媒介者（ブローカー）とみなそう。くれぐれも断っておくが、実際の銀行はこのようなブローカーとしての金融業者ではない。したがって、ここで想定しているような金融ブローカーは現実には銀行とはよばれない。いまは、銀行業務の性格規定をするために、銀行業務をしない「銀行」を理論的に想定しているにすぎない。

ここで、預金者である貨幣資本家は、「銀行」という名のブローカーを通じてではあるが、貨幣の貸し手として一定の期間（たとえば3ヵ月間）機能資本家に貨幣を提供し、期限が来たら返済を受ける契約をしていると想定しよう（中世には、委託アコメンダチオという形でこのような取引が存在した）。

貨幣の貸借は、貨幣の所有者である貸し手がその貨幣を利子生み資本として期限付き債権に転換したことを意味する。これは商品取引とは無縁の貨幣的債権債務契約である。だが、この契約（貨幣の貸借）は、利潤を生む資本という使用価値をもった商品を借り手に引き渡し、一定の期間の後にあらかじめ決められた利率に——もついで資本の価値である利子の支払をうけるという内容をもっている。この意味では、こ

17) 「信用制度の他方の面は貨幣取扱業の発展に結びついており、この発展は、当然、資本主義的生産のなかでは商品取扱業の発展と同じ歩調で進んでいく。……事業家の準備金の保管、貨幣の受け払いや国際的支払の技術的操作、したがってまた地金取引は貨幣取扱業者の手に集中される。この貨幣取扱業と結びついて、信用制度の他方の面、すなわち利子生み資本または貨幣資本の管理が、貨幣取扱業の特殊な機能として発展する。」(K. Marx, *Das Kapital*, Bd. III, SS.415-16 (『資本論』第三巻, 全集25a, 大月書店, 505-506ページ))

つ貨幣そのものの貸借契約が利子取得の契約と有機的に結びついている重層的契約であるという点で、商業信用とははっきりと区別される。もちろん、貸付元金の返済は、契約された利子率で利子の支払を継続するかぎり、繰り延べすることもできる。だが、それによって元金の返済が終了するわけではない。

(2) 基底的な銀行業務

— 預金債務を利子生み資本に転換する銀行信用

ところで、銀行は、貨幣の貸借でどのような役割を演じるのであろうか。

銀行の基本的役割は、上でみた貨幣の貸借にある基本的性格 — つまり、貸し手である貨幣の所有者と借り手である機能資本家とが貨幣的債権債務を形成するという基本的な貸借関係 — を、独立した二つの契約に分離することにある。

二つの独立した契約とは、(1)貨幣所有者との間で結ばれる貨幣預託契約と(2)機能資本家との間に締結される貨幣商品の売買契約(利子生み資本としての契約)である。

普通預金や当座預金を念頭において事態を考えてみよう。この場合、預金者は自分の貨幣を期限付き債権として銀行に預けるのではない。いつでも引き出せる要求払い債権として銀行に預託している。預金者である彼らはその預託金勘定をとおして商品代金などの支払いをしよう。預金行為とは、原理的には支払手段や購買準備金など流動的資金として銀行に貨幣を預託する行為である。この取引の限りでは、銀行は個々の預金者の勘定を使って債権と債務の振替をするか、要求払いでその預り金を預金者の手に返還する貨幣取扱業者であるにすぎない。

一方、銀行と機能資本家との間の債権債務関係は、預金者と銀行との間のそれとは本質的に異なる。銀行は預金者の貨幣を集中し、それを貸付可能な資本に転化して機能資本家と対峙する。つまり、要求払いで預金者に支払わなければならない貨幣的債務(銀行の預り金)を原資として、貨幣資本を必要とする機能資本家との間に新しい債権債務、すなわち貨幣の貸借という貨幣預託契約とはまったく性質が異なる新しい債権債務関係をつくりだす。

いいかえると、銀行が預金者のためにおこなう本来の業務は、支払手段や購買手段の預託、預託金勘定にもとづいた彼らの債権債務の振替など貨幣取扱業務である。それに対し、銀行と機能資本家との間で発生する銀行の機能は、産業資本家や商業資本家に資本としての貨幣(利潤を生むという使用価値を持つ貨幣商品)を引き渡し、利子を取得する(使用価値に見合う価値を取得する)という利子生み資本としての機能である。

預金者の預金が銀行から流出せず、また利子が予定通り定期的に還流するかぎり、銀行がおこなっている機能資本家にたいする貨幣の貸付は更新され、半永久的に続く場合もあろう。

また、銀行が預金者にたいして利子を提供するという預金利子も、預金と債権債務の振替という貨幣取扱業務からでてくるのではない。銀行がその預り金を利子生み資本の原資にして利子を取得する貸借の業務から派生した操作であり、貸付可能資本としての預金(他人の資金)を銀行の手に集中させるための方策である。さらに、預金者にたいする当座貸越も、預金者と銀行との本源的関係(つまり、貨幣取扱資本としての預金・振替業務)に由来するのではない。銀行が機能資本家に与える貸付が、当座勘定を

とおしておこなわれているのであって、銀行による貨幣の貸借の特殊な形態である。

銀行業務にみられる二重性、すなわち(1)預金者との間にみられる貨幣取扱業務と(2)機能資本家との間にみられる貨幣の貸付業務とは、区別されなければならない二つの異なる銀行の機能をあらわしている。

前者(1)は、預金者である機能資本家が銀行に開設している勘定を通して相互の債権債務を振替決済したり、不慮の事態に備えて準備するという決済と支払準備のメカニズムをもっている。このメカニズムは、商品流通に必要な貨幣を節約し、機能資本家や個人の手にある貨幣を集中する効果をもっており、銀行は預託金として集中集積された貨幣(他人が所有する支払や購買の準備金)を後者(2)の貸付業務に転換する。

銀行は、預託された貨幣を貸付可能な貨幣資本に転換し、利子生み資本として現実に産業資本家や商業資本に貸し付ける。銀行は、支払いおよび購買準備金として集積・集中されている預金——他人の貨幣準備——を原資として、自分の責任で貸付をおこなうわけである。同じことを機能資本の総体としてながめると、彼らは銀行に開設した預金勘定で貨幣を準備して債権債務の振替決済をする一方で、同じ銀行から利潤を生む貨幣を借り受けていることになる。個別性をはなれて社会全体でみれば、機能資本が借り入れた貨幣はみずからが預託している貨幣なのである。

銀行資本が、貨幣の貸付一般を、(1)預金者との間で貨幣取扱業務として、また(2)機能資本家との間で貨幣の貸付業務として二つの異質な取引に分解することによって、本来統一されるべき社会的資金の集積と配分の問題が、まったく異なった取引に分離される。この機能の分

離は、自己の責任で他人の貨幣を第三者に貸し付けるという特異な銀行の行動にその存在根拠をもっている。同じことだが、機能資本が支払準備や購買準備のために集中的に預託している資金を貸付可能な資本に転換するという、銀行資本の特異な機能が、社会的資金の集中集積とその資金の社会的配分という資金配分のメカニズムを利子生み資本の運動に変えてしまうのである。

銀行資本の基本的機能は、他人の債権である預金を自己の貸付可能資本に転換する、すなわち「銀行の債務」を「銀行の債権」に転換することにある。自分の責任で貸付ける貨幣資本が、自己の資産ではなく自己の債務であるという事情が、銀行貸付を特徴づける。銀行信用の基底にはこのような「他人の債権の自己債権化」という特異な貸付機能がある。

4.3 銀行信用による貸付

— 信用流通と貨幣の貸借の融合

(1) 信用創造

— 銀行信用による貸付可能資本の創造

いまみてきたように、銀行信用の根幹は、自己の要求払い債務(すなわち流動的な他人の貨幣請求権)をあたかも自己の資金であるかのように見立て、利子生み資本として機能させる運動にある。この基底的銀行業務は、現代の預金銀行においてではなく、むしろ中世イタリアの預金銀行が純粋な姿でもっていた。それでは、中世の初期預金銀行から区別される、現代の預金銀行の特性とはいったい何であろうか。

ここでもう一度4.1でみた銀行券の発行に注目してみたい。銀行券は、それを利子生み資本機能をもつ銀行という視点からみると、たんなる信用貨幣の問題ではなくなる。銀行が銀行券

という信用貨幣で貸付をする行為は、預託された貨幣を貸付資金に使用しないで、たんに支払準備金として銀行の金庫に堆積させる行為である。その行為は、現実には貸し付けられる資金を貨幣として外部に流出させないで、銀行にいつでも貨幣を請求できる支払い約束として利子を生み出す行為である。

すでに指摘しておいたように、このような要求払い支払約束（銀行券）が信用通貨（代替貨幣）として流通するためには、一方では（それが他人の資産であっても）要求払いに備えた支払準備（貨幣資産）が銀行の金庫のなかにたっぷりと保管されていなければならない。また、他方では預金という他人の資産に直接頼ることなく、銀行自身が現実には「自己資産」をもたなければならない。このように、他人の貨幣を貸付資金に充用せず、「自己の債権」が貸付資金の源泉となるという特異な貸付が、イタリアの初期銀行とは異質な種として近代的銀行を分岐させ、類別する。

それでは、近代的な銀行がもつ貸付源泉、すなわち「他人の資産」ではない「自己自身の資産」とは何か。それはロンドンの金匠銀行家が銀行券の見返りに受けとった内国為替手形であり、スコットランドの銀行が当座貸越（これが銀行券発行の原資となった）のために手に入れた土地担保である。近代的な銀行は、内国為替手形や国債、さらには土地などの不動産担保を貸付の財源（担保）として信用貨幣（要求払い約束手形である銀行券）を貸し付けているのであり、この要求払い約束手形が通貨として流通するのは、銀行業者のもとに他人の貨幣が大量に預託されているからである。銀行券を貸し付けられた機能資本家には、本来自分たちの仲間全員のものである銀行の金庫に眠る貨幣の大量

が、銀行家の要求払い約束手形の支払準備金と映るのである。

社会的総体として抽象的にみれば、銀行資本はたんなるブローカーであってもいい。しかし、現実には銀行資本は利子生み資本として一つの独立した社会階層として存在する。それどころか、信用貨幣という自己の信用を武器として巨大な貸付可能資金を創造する機能をもっている。

銀行資本が産業資本や商業資本（機能資本）と隔離された社会階層として独立する歴史的端緒は、彼らが貨幣の貸借一般を(1)貨幣所有者と銀行との貨幣預託業務と(2)預金によって集中集積された貨幣（他人の貨幣）を自分の責任で機能資本家に貸し付ける貨幣貸借の業務とに分離したことにある。この端緒的な機能分離は決して近代的な操作ではなかった。すでに中世イタリア商人の世界で、初期預金銀行の基本業務として遂行されていた。

中世イタリアの初期預金銀行と17世紀英国の金匠銀行家との基本的な違いは、後者が預託された貨幣を支払準備金にして現実には銀行信用である銀行券（要求払い約束手形）で貸付業務をおこなったということにある。しかも、この貸付は、自己が保有する債権すなわち貸付の担保として所有する内国為替手形にもとづいており、発行された銀行券の見返りに取得された担保物件が貸付の原資とみなされていたのである。

銀行資本は、他人の貨幣資産を自己の責任で貸付可能資本に転換した時点で一つの錯覚に陥っていた。つまり、近代的預金銀行のもとでは、他人の預金は支払準備金として金庫に蓄蔵し、要求払い銀行約束手形（銀行券）という自分自身の信用手段で貸付をする新しい技術を開発したと考えた。そればかりか、その貸付金の返済を保証する手段として担保を取得し、貸付

金の環流を確保する安全装置をつくりだした。その操作によって、他人の貨幣を自身の貨幣資本を貸し付けるという基底的銀行業務を、銀行資本自身が貸付可能資金を創造する機能をもっているという信用創造という幻想の世界にいざなった。

銀行の信用創造とは、入手した担保価値に比例して、あるいは預金の乗数倍もの信用貨幣を発行できる（借り手の当座勘定に帳簿通貨を振り込める）という過剰信用に依拠しており、バブルの世界は性懲りもなく繰り返されるかかる過信の産物なのである。

(2) 銀行による信用の創造の意味

— 受動的信用創造と能動的信用創造

要求払約束手形である銀行券や帳簿通貨などが発行される契機には二つの道筋がある。この道筋の違いは同時に銀行信用が産業循環におよぼす影響力の差となってあらわれる。

銀行券など信用通貨が発行される契機の一つは、期限のついた商業的債権を要求払いの銀行債権に変えることにある。これは、現実の貨幣的支払が完了する前に銀行信用を通して商品の流通を完遂する方法である。この側面の信用は、銀行にとって受動的なものであり、とくに景気が好況から不況に変わる局面で大きな役割を果たす。これは、どちらかという支払手段を得るための方法、商品資本の価値が最終的に実現されないときに銀行から信用供与を受ける手段として大きな意味をもつ。ここでは受動的銀行信用とよぶことにする。この信用を典型的な姿で表象したい者は、バブル崩壊の後価格が下落した土地資産や株式を保有する企業がそれらの価格の上昇を期待しつつ銀行の融資を受けた状況をおもいだせばよい。

銀行券など信用通貨が発行されるいま一つの

契機は、銀行が機能資本家に生産的資本として貨幣資本を貸し付けるケースである。近代的銀行組織は、支払い準備として銀行組織の金庫に退蔵されている預金貨幣の乗数倍の貸付を可能にする。これがさきに指摘した信用創造といわれる操作である。だが、このような巨大な貸付を可能にするのはたんなる商業債権ではなく、土地や株式を担保として銀行券（信用貨幣）を貸し付ける巨大な銀行システムが形成されているからである。

すでに指摘したところではあるが、この多量の貸付システムは、銀行券の発行は貨幣用金が集中される中央銀行に独占させ、この中央銀行に勘定を開設する民間銀行は預金小切手システムのなかで預金と貸付をおこなうことによって支えられている。

小切手による預金貸付と手形交換所における他行宛小切手の銀行間振替決済は、貨幣だけでなく信用貨幣も現実の流通界には排出させず、銀行システムの内部に閉じこめてしまう。その上、中央銀行勘定を介して加盟銀行がお互いの間で融通しあい、かつ中央銀行をとおして国家信用が預金者の預金を保護するシステムが形成されると、銀行資本は支払準備金（預金額）に翻弄されることなく、提供される担保にあわせた膨大な信用を供与するようになる。預金という他人の貨幣に拘束されないで自己の信用で貸付をする条件がさらに整備されたわけである。このような環境のなかで、物的・人的担保にもとづいて発行される銀行信用を、ここでは能動的信用創造とよんでいる。

この能動的信用創造は、現実の消費を無視して、卸売り市場での取引を膨張させるだけではなく、景気が活況を呈する局面で生産的資本を拡大するエネルギーとしてあらわれる。上昇す

る商品価格、右上がりに値を上げる株価、不断に評価値をつり上げる地価という活況を呈する市況のもとで、銀行システムは価値を肥大化する上記の商品を担保にとって融資創出メカニズムを全開し、貸付資本として機能する銀行信用を膨らませる。技術革新と結びついた信用の積極的な役割、資本主義的信用の極致は、まさしくこの信用創造、貨幣準備をこえて銀行の債務を膨張させてうみだされる信用の創造につきる。ここに能動的銀行信用創造の真骨頂がある。

受動的であるにせよ、能動的であるにせよ、今日では銀行の信用創造は閉鎖された信用流通、現実の商品流通とは分断された銀行システム内部の信用流通として機能している。この閉鎖された信用流通は、当初事業者階層のためのものであった。ところが現代では、勤労者への銀行貸付はもちろんのこと、電子決済という技術革新に誘導されて銀行勘定への給与の振り込みが普及し、クレジットカードによる買い物をふくむ自動的振替決済が一般的となった。国民各層はこの閉じられたシステムの内部で決済をおこない、融資を受けている。現実の商品（労働、土地、株式等の金融商品をふくむ）が流通する実物世界とそれが決済される貨幣的世界は、ほとんど完全に遊離し、隔絶されている。

5 銀行システムによる信用創造と管理通貨の歴史的基盤

5.1 銀行内信用流通の重層化

— ミルと預金小切手システム

私は前節で、銀行による貨幣の貸借には本質的に異なる二つの形態 — (1) 本源的な銀行業務、すなわち他人の貨幣準備を貸付可能な貨幣資本に転換する操作と(2) 銀行による信用創造(銀行信用)による貸付 — があることを指摘

しておいた。これを再度確認しておこう。

(1) 貨幣は所有者から預金という形態で銀行のもとに集中集積され、その貨幣を占有した銀行は自らの責任でそれを貸付可能な資本(利子を生む資本)に転換する。銀行が預金された貨幣を占有することによって、預金者は貨幣の貸借から相対的に切り離され、銀行が自分の責任で貸し手として借り手に対応する。つまり、銀行は他人の貨幣(銀行の預金債務)を自己の貸付金(銀行の貸付債権)に転換したことになる。

貨幣取扱業務の要である預金(他人の貨幣準備)を元手にして、銀行が自己の責任でおこなう貨幣の貸付が銀行業務の基底的形態である。この種の銀行業務は、理論的には、貨幣流通を基礎として展開され、それ自体では信用貨幣の流通と連結しない。

(2) 資本主義的生産様式のもとでは、銀行業務は、信用流通と連鎖して銀行貸付の枠組みを拡張する。進化の根幹は、銀行が自らの信用で貸付をおこなうという信用の創造である。銀行資本は、他人の預金準備を自身の支払い準備として信用貨幣(要求払い約束手形)を発行し、その信用貨幣で貸付をする。また、貸し付けられる信用貨幣の見返りに担保を取得する。この担保が、発行する信用貨幣の実質的な原資とみなされる。

17世紀後半の金匠銀行家、さらには1694年に設立されたイングランド銀行に端を発する銀行の信用創造機能は、貨幣流通にかわる信用流通銀行券流通の世界を創りあげた。

その基盤のうえで、当座勘定を軸にした、小切手による振替決済をする新しい預金銀行が生まみだされた。預金を準備として銀行宛支払い指

図（小切手）で債権債務を振り替える小切手決済システムである。これは、手形交換所という銀行間小切手清算システム（水平的組織）と発券銀行であるイングランド銀行による交換所加盟銀行への信用供与（手形の再割引など）という信用補強システム（垂直的組織）とを背後にもつ、重層的で有機的な銀行信用システムの重要な構成部分となった。

ミルはこの預金小切手システムについて、1848年当時こう述べている。

「わが国では、さしあたり使用のために、あるいは万一の必要にそなえて手もとにとどめておく予備の現金を銀行の手にあずけ、小口の支払い以外の一切の支払いを銀行にあてた指図証書によってなすという習慣が、国民のますます広汎な部分にひろまりつつある。もしも支払いをする側の人と、支払いを受ける側の人とが同じ銀行に貨幣をあずけているならば、その支払いは、貨幣の仲介を経ないで、銀行の帳簿のうえでそれだけの金額を支払う人の貸し方から受け取る人の貸し方へ移転するだけで、実行される。もしもすべての人が同じ銀行に現金をあずけており、かつ一切の支払いを小切手をもってなしたとすれば、ロンドンに始まってロンドンに終わる取引のためには、貨幣はまったく必要がなくなり、使用されなくなるであろう。事実、商人たちのあいだの取引に関する限り、この理想的極限はほとんど達成されている。今日においてなお貨幣または銀行券が通用しているのは、主として商人と消費者とのあいだの小売取引および賃金の支払いにおいてであり、しかもこの場合もただその金額が小さいときだけである。……………」

手形交換所とよばれる建物があって、ロンドンの中心部にあるすべての銀行は、毎日の午後、各自がその日に受け入れた、他の銀行あての一切の小切手をこれに送付する。これらの小切手は、手形交換所において、自分あてに出された小切手で他の銀行の手に入ったものと交換され、その差額だけが貨幣をもって支払われるのである。あるいはこの差額でさえも貨幣で支払われないで、イングランド銀行にあてた小切手をもって支払われる。¹⁸⁾

ミルは、近代的銀行システムが貨幣流通を淘汰しただけでなく、信用流通さえも銀行システムのなかに閉じこめてしまったという、19世紀中葉の新しい事態を簡潔に叙述している。

この引用から、銀行の預金口座のなかで債権債務を振り替える預金小切手システムが、手形交換所という銀行間小切手清算システム、ならびに加盟銀行が開設しているイングランド銀行勘定を通じて、銀行システム内部の信用流通（貨幣なき決済システム）が構築されているようすがわかる。

だが、ここには決定的な問題がある。ミルは、この体系的な預金小切手システムが銀行資本による貸付業務とどのように結びついていたか、あるいは信用流通を銀行の決済システムとして銀行の内部組織に組み込んでしまったことが銀行の貸付業務の革新とどのように関係しているか、という銀行信用の別の一面——そしてこの側面が銀行業にとって決定的に重要なのだが——と切り離されてしまっている。

簡潔に言えば、ミルは「貨幣の代替物としての信用」だけに興味をもっていった。貨幣あるい

18) J. S. Mill, *op. cit.*, pp.536-37[邦訳 168-169ページ]

は信用貨幣（譲渡され流通する商業手形や銀行券）を市場から払拭して信用流通を銀行システムの内部に閉じこめてしまったのが、貸付可能な資本、利子うみ資本を供給する銀行資本であるという別の一面に、まったく関心を示さなかったように見える。彼にとっては、信用とは市場に流通する「貨幣の節約」の問題であり、貨幣資本としての銀行の運動ではなかったわけである。

銀行信用のもっとも発達した歴史的場面に遭遇したミルは、預金小切手システムの背後に二つの銀行機能——銀行は、機能資本が振替のために使用する準備金を預金（銀行の債務）として集中する一方で、その預金を支払準備とし、借り手が提供した担保に見合う信用を創造するという銀行機能——が、融合し、有機的に連結していることに十分な注意を払わなかった。したがって、信用流通の問題を単純に「貨幣の節約」の問題としてみなし、信用流通が銀行システムの内部に包摂されて銀行による膨大な貸付資本を創出する（信用を創造する）メカニズムとなっていることを見逃したという意味で、ミルは、結果的には信用流通を貨幣の問題とし、貸付資本の運動を資本の問題として論ずる二元論の世界を切り開くことになった。

5.2 ユニット・バンキングから銀行システムへ

— 現代的銀行システムの形成

ミルの信用流通における重要な欠陥——つまり、銀行の貸付業務との連携を欠いた信用流通——を問題とする前に、ひとつの確認をしておきたい。19世紀のはじめまでイングランドにおける銀行業務は、中央銀行・預金銀行という有機的な組織体系（銀行システム）として機能

するのではなく、各種の銀行業者が競争して単独で事業活動を展開するというユニット・バンキングであった。いいかえると、手形交換所による小切手の清算および銀行間取引（コールローン）という銀行相互の横の連携も、また発券銀行としてのイングランド銀行と預金銀行としての民間銀行とのあいだにみられる縦の連携も、十分な発展を遂げていなかった。このような制度的な連携が本格的に生みだされるのは、19世紀の第二四半世紀以降であった。

もちろん19世紀のはじめにも、銀行間の萌芽的な連携は三つの側面から認められた。(1) ロンドンの私営銀行(private banks)¹⁹⁾の内部に自然発生的に手形交換所が設立されていたし、(2) これら私営銀行がイングランド銀行に勘定を開設し、緊急時に手形の再割引をするようになっていた。また、(3) 地方銀行がロンドン銀行に開設した勘定にもとづいて銀行間決済と資金の貸借がおこなわれ、ロンドンの私営銀行に英国国内の地方銀行の準備が形成されていた。

ロンドン私営銀行は、もともと銀行券を発行して国内為替手形を割り引く形で銀行業を営んでいた金匠銀行家たちの流れを汲むものであった。1677年当時ロンドンには44の私営銀行業者（金匠銀行家など）がいたといわれる。だが、1694年に勅許株式銀行であるイングランド銀行が銀行券を発行するようになると、彼らが発行する

19) 私営銀行(private banks)とは、英国で株式銀行形態はイングランド銀行1行の独占下にあった時期に、6名以内のパートナーで設立された銀行組織をさす。

イングランドでも、1826年と33年の銀行法のもとでロンドンから半径65マイルをこえる地域で株式銀行(co-partnerships)の設立が認可され、この地方株式銀行のロンドン進出(支店開設)をへて、1855-57年にはロンドンを本拠とする株式銀行が設立された。1825年までは、地方銀行もロンドン私営銀行とおなじ経営形態であった。

銀行券はしだいに流通の外に押しだされていった。銀行券の発行という収入源泉を失ったロンドンの私営銀行は、地方の銀行との間に支払指図(drafts)や郵便為替をもちいて決済をするだけでなく、ロンドン域内では小切手による振替決済をするようになった。1770年頃にはある銀行(Smith, Payne and Smiths 銀行)はその家屋内に私設の手形交換所を開設し、諸銀行のクラークが参集して他行宛ての内国送金手形(draft)や小切手を相互に相殺し、差額を支払う清算処理を開始したといわれる²⁰⁾。

その後、ロンドンの私営銀行は、他行宛て小切手等の清算をイングランド銀行に開設した勘定——そこに予備バランスを預託していた——を通じておこなうようになった。また、季節的なあるいは一般的な貨幣逼迫時には自分がすでに割引いている手形をイングランド銀行にもちこみ、再割引して不足する流動資金の手当をするようにもなった²¹⁾。

銀行券の発行を主要業務とした金匠銀行家の流れを汲むロンドン私営銀行が、銀行券の発行業務では打撃をうけながらも、銀行業務を継続できたのは、ロンドンが地方の資金余剰と不足資金を媒介する流通媒体であったからである。実際、これらの銀行は、地方銀行(country banks)のロンドン代理人(London agents)として、当座・預金勘定を開いて前貸融資や内国為替手形の割引をしていた。

地方銀行は銀行券の発行やその他の債務を抱

えていたが、保有する準備は通常きわめて僅少であった。彼らはロンドンの私営銀行に勘定を開設し、その勘定の残高や前借りをつうじて実質的な準備としていた。そのため、ロンドンの銀行は地方銀行にたいして、為替手形や書類(積み荷証券など)を取り立てたり、ロンドンの銀行家にあてた支払指圖書(drafts)、郵便為替(mail bills)や信用状を振りだすことを認め、内国為替手形の支払先として自分の事務所を指定していた。このような状況のもとで、ロンドン勘定はしだいに地方銀行の最終準備金という姿をもつようになった。その勘定に余剰資金が蓄積されると、それは手形の割引や債券の購入にあてられ、資金が不足するときには、ロンドンの銀行家が地方銀行の手形を再割引して融資をした。

かくして、19世紀がはじまったときには、ロンドンはすでに余剰資金もつ地方から流れこみ、資金が不足する地方で運用されるという地方間金融チャネルの要衝になっていた。その場合、重要な金融手段は内国為替手形であり、それは決済手段に使用されるだけでなく、割引によって利子を取得する短期投資手段でもあった。

だが、「ロンドン」は、英国の金準備が究極的に預託される場所ではあったが、真の意味において貨幣の数量や信用のコストを全般的に管理する銀行システムの中心ではなかった。金融逼迫の時期をのぞいて、イングランド銀行は、政府の銀行として、後に「19世紀後半に」そうなるような複合「銀行」組織の中心で銀行システムを守る規制機関だったというよりは、「勅許株式銀行という」特権をもった一つの競争相手として存在していた²²⁾。

20) H. T. Eaton, *The History of a Banking House: Smith, Payne and Smiths*, London 1903, pp. 109-113を参照。イートンによると、当初は各銀行のクラークが参加し、受取と支払の差額を現金で決済していたという。イングランド銀行に勘定を開設して各銀行間の差額を精算するようになるには、しばらく時間を要した。

21) W. H. Crick and J. E. Wadsworth, *A Hundred Years of Joint Stock Banking*, London 1934, p. 12.

22) *Ibid.*, pp. 14-15.

イングランド銀行と預金銀行がバンキング・ユニットという横並びの競争的關係を崩され、発券銀行としてのイングランド銀行と預金銀行（私営および株式銀行）という縦の補完關係を形成し、かつ株式銀行をふくむ預金銀行全体を網羅した手形交換所制度と銀行間融資システム横の競争・協力の關係が形成され整備されるのは、産業革命以降の時期である。

この点は、本シリーズの別の稿で詳しく論述する。したがって、ここではさしあたり、このような国民的銀行システムが重要な契機が、1826年および33年の銀行法を端緒にして株式銀行化と支店業務による銀行業務の地域的連鎖がうみだされる一方で、発券業務がイングランド銀行に独占的集約され中央銀行制度が成立したこと、また1850年代にロンドン手形交換所が株式銀行を包含するかたちで成立し、銀行間決済と融資のメカニズムが組織的に創りだされたこと、にあったことを喚起するにとどめておきたい。

5.3 現代の預金小切手システムと管理通貨の基盤

— ケインズ「能動的銀行貨幣の創造」の意味

ミルの信用流通では、銀行の貸付業務とのかわりが欠落していると、さきに指摘しておいた。この点を補完しているのがケインズである。

ケインズの『貨幣論』第一巻、第一編第二章「銀行貨幣」によると、預金小切手システムのもとでつくられる銀行貨幣(bank money) — つまり、銀行預金の形態で存在する「銀行自身に対する貨幣引き渡し請求権」であり、私はこれを帳簿通貨といっている — は二つの方法で創造される。

第一の方法は、現金（中央銀行券）あるいは小切手で受け取った金額にたいして、この預金者の名義で預金創造する受動的な方法である。わかりやすくいえば、現金あるいは小切手を受け入れたときに、これら預託者の勘定にいつでも引き出し可能な現金請求権を与えるということである。

第二の方法は、「銀行が自ら資産を購入、すなわち投資を追加し、……自己に対する請求権を設定することによってその支払いをすることができる。あるいは銀行は、借主が後日返済するという約束と引き替えに、借主のために自己に対する請求権を創造する、すなわち貸付あるいは前貸しをすることもできる。」これが、能動的な銀行貨幣の創造あるいは能動的な預金といわれるものである²³⁾。

ここでケインズは、単純に支払いと将来の購買のために銀行にあずけられる預金（受動的な預金）と、それとはまったく異質な、銀行業者自身が貸付によって借り手のために創造する預金とをはっきりと区別している。つまり、受動的な預金とは外部から現金（銀行券）あるいは支払指図書（小切手）という形で銀行にあずけられるものである。だが、能動的な預金すなわち銀行が能動的に創造する銀行貨幣とは、貸付や証券の購入という投資活動にともなって創造される銀行にたいする貨幣引き渡し請求権である。

この後者、能動的な銀行貨幣の創造こそ、利子生み資本として銀行自身が、人的あるいは物的担保や買い取った証券を基盤にして創造する

23) John M. Keynes, *A Treatise on Money: The pure theory of money*, The Collected Writings of John Maynard Keynes, Vol.5, reprinted ed. 1971(original ed. 1930), pp.20-21 [『ケインズ全集』第5巻『貨幣論I』東洋経済新報社、24-25ページ]

銀行信用である。ケインズが「能動的な銀行預金の創造」というとき、そこにはたんなる信用流通をこえた概念がある。すなわち、(1)預金準備に左右されないで、銀行信用によって銀行が投資活動をしているという銀行の信用創造と、(2)投資にともなう信用創造が預金小切手システムという銀行組織内部でおこなわれていること、現代銀行システムの枠組みの内側おこなわれる銀行の貸付と信用流通との融合が、指摘されている。

このことは、ケインズが使用した銀行貨幣、すなわち bank money という表現のうちにも確認できる。銀行貨幣という言葉は、アムステルダム振替銀行に開設された勘定をとおして商人が振替決済した預金を意味し、これはたんに帳簿上の貨幣であるというだけでなく、貨幣に換金されて市場に流出することが厳しく規制されていた。bank note あるいは bank paper とよばれた英国の銀行券が市場において通貨として機能したのは、まったく意味合いをこととしている。このアムステルダム振替銀行の帳簿貨幣にならって、ケインズは銀行貨幣という用語を使用している。

銀行勘定の振替によってあるいは手形交換所をとおして、銀行システムの内部に拘留される信用貨幣＝帳簿通貨（銀行貨幣）は、預金小切手システムとして19世紀の英国銀行あるいは銀行システムを支えてきた²⁴⁾。それどころか——1930年の『貨幣論』でケインズはいつているのだが——、「流通貨幣の総額の構成における国家貨幣〔中央銀行券〕と上述のようにして創造される〔手形交換所〕加盟銀行との相対的な重要さは……種々の時代また種々の国で非常に異なっている。しかしその趨勢は、次第に銀行貨

幣の圧倒的な重要さ——イギリスや合衆国のような国では、銀行貨幣はおそらく総流通貨幣額の10分の9を構成しているであろう——へ、そして国家貨幣がはっきりと補助的な地位を占める方向へ向かっている。²⁵⁾」

『貨幣論』の序幕（第I巻『貨幣の純粹理論』第一編「貨幣の性質」第2章「銀行貨幣」）でケインズがおこなったこの指摘は、『貨幣論』の終焉（第II巻『貨幣の応用理論』第七編「貨幣の管理」）にある貨幣の国民的、国際的管理の思想、管理通貨制度を創設する構想の論理的な出発点となっている。

貨幣流通が現実市場に流れる信用流通に代わっただけでなく、帳簿通貨（ケインズのいう銀行貨幣）として銀行システムのなかに閉じこめられている。しかも、その帳簿通貨は銀行によって、現実の経済循環に照応する形で創造されている。さらに、この帳簿通貨（銀行貨幣）のシステムは、手形交換所で銀行相互を連結し、加盟銀行は中央銀行勘定を通じて相互の債権債務を清算するシステムを構築している。この中央銀行勘定は、加盟銀行にたいして国家信用を供与するだけでなく、手形等証券の売買を通じて加盟銀行が創造する通貨量を相対的に調整することができる。

このような事態を私は預金小切手システムとよんできたのであるが、これはまさしく管理通貨制度の基盤が形成されたことを意味している。つまり、管理通貨制度とは、銀行が帳簿通貨（銀行貨幣）を能動的に創造し、信用流通を一国全体の銀行システムの内部に包摂するという預金小切手システムが物的基盤となり、このシステムを国家信用で支えて、国家が中央銀行を通じて帳簿通貨の創造量（信用貨幣の増加な

24) *Ibid.*, p.20 [訳 23ページ]

25) *Ibid.*, p.27 [訳 31ページ]

いし減少する流通量)を調整するシステム — 銀行による通貨の創造と国家による通貨量の調整の世界 — である。

結び—管理通貨システムにおける銀行と国家

概括的ではあるが、金匠銀行家に端を発する近代的預金銀行が、とくに信用通貨としての金匠約束手形(銀行券)が、現代の管理通貨制度の先魁であることを確認してきた。管理通貨制度は、民間銀行が預金小切手システムにもとづいて帳簿通貨を創造する組織と国家が国家信用を通じて発行通貨量を調整する組織との複合組織である。

この民間銀行の通貨創造と国家による通貨量の調整とは、それ自体矛盾を内在させている。

すでにケインズの指摘からみたように、銀行による通貨の創造は経済の動向に左右され、好況期には銀行組織に持ち込まれる商業債権、社債、株式さらには土地債権の価格は高値で推移し、通貨発行量は膨張する。バブルとはまさしくこの通貨膨張が極限に達した状況を指している。国家信用とは、このように膨れ上がった市場の資産、したがって銀行によって創造された預金通貨(ケインズのいう銀行貨幣)を支えることである。異常に膨張してはじけとばんとしている経済社会の風船をはじけないように「調整」するのが国家信用の一面である。

『貨幣論』(1930年)の後『一般理論』で、資本主義は「自然の法則」として失業 — 国民の苦渋 — を創造する、とケインズは喝破した²⁶⁾。

失業とは、長期的には技術革新が大量の富を生みだす一方で、技術革新にともなって現象する雇用労働人口の縮減が、市場でその富を吸収する有効需要を細らせる現象、つまり生産の場における潜在的国民総生産と市場における現実の有効需要とのギャップがうみだす資本主義経済の特異な現象である。

ところが、失業は短期的に、循環論的にも存在する。現実指向の政治家が目を向けるのは、短期的現象としての失業であり、しかも彼らは、資本主義の法則に逆らって、自分たちの治世のもとでは「失業を現象させまい」と決意し、努力する。その努力とは、膨れ上がった風船をはじかせないように、もろくなった部分に中央銀行の特別融資で覆い、不良債権として穴があいた部分に国民の税金をそそぎ込む操作である。

管理通貨制度のもとでは、この操作はもっぱら金融システム(とくに預金小切手システム)にたいしておこなわれる。不良債権を抱えた銀行システムを立て直すことが、失業を回避することだと、政治家も官僚も信じてやまないからである。この操作は、風船が突然破裂するのを押さえ、突然大量の失業が生みだされるような事態を一時的には回避する。風船が補修され、徐々に空気を吐き出すなかで、国民は自分の身辺に異変が生じていることに気がつくが、その異変は政治や行政によって懸命に阻止されると錯覚する。これは仮定の話ではなく、90年代に日本の国民が経験した事実である。

管理通貨制度とは、産業循環、すなわち好況と不況という資本主義の自然法則が吐きだすエネルギーを穏やかなものとし、国民に悲劇の到来を事前に予告させる装置ではあるが、自然法則そのものを阻止するシステムではない。なぜなら、好況と不況という産業循環を支えている

26) J. M. Keynes, *The General Theory of Employment, Interest and Money* (1st ed., 1936), *The Collected Writings of John Maynard Keynes*, 1973, vol. VII, chap. 3 (邦訳『ケインズ全集』第7巻, 東洋経済新報社, 第3章)

のは国家ではなく、銀行システムだからである。市況が活気づくにつれて、銀行は市場のために帳簿通貨を創造し、供給する。この帳簿通貨の「原資」は、市場の好況を反映した商業債権、大量の投資活動のために提供された株式や土地債権、さらには企業家精神を発揮している法人の業績評価など、さまざまな担保である。この担保にもとづいて — その担保を財源として —、銀行システムから大量の信用貨幣が供給されるのである。

一方、活況状態が雨雲に包まれ、景気に重々しく暗い影がさすと、創造した預金貨幣の額とその原資となった有価証券（なかには担保でなく自己資産として買い取った有価証券も含まれる）との価値を比較する。膨張した担保価値が市況の変化のなかで縮小しはじめると、帳簿通貨の創造を停止するだけでなく、すでに供給済みの帳簿通貨を現実の担保価値にみあう水準まで回収しようとする。いわゆる回収するだけの貸し渋りであり、これによって市場は収縮し、企業の倒産がおこる。これを政治家や民衆は銀行自身の問題として銀行経営者のモラルを問うが、好況期に通貨を創造した銀行は、膨張した事情経済がはじけるといふ自然現象に遭遇して通貨の収縮（回収）を迫られているにすぎない。この撤退作業を円滑に行いえなかった銀行は、倒産に向かうだけである。国家は、倒産銀行の帳簿通貨の価値を保全して、市場経済へ急激な衝動が伝わらないように努力する。これが管理通貨制度における国家信用（典型的には預金の保護）の介在であり、国家の調整（信用流通の調整）能力といわれるものである。

第二次大戦後のドル本位制は、このような国

民的管理通貨制度、すなわち米国連邦準備制度と手形交換所システムに支えられた米国銀行システムを足場にしていた。ドルというキーカレンシーを創造する米国銀行システムの周辺に、日本や西欧諸国さらには途上国が独自の国家的銀行システムを構築して取り巻いている。キーカレンシー・ドルは、周辺の諸国の銀行システムをドルで結び、銀行間取引を通じて諸国の市場と結びつく。しかし、市場に不可欠な通貨は、世界市場でも銀行システムの外部に流失しない。ただし、それが保証されるのは、国際通貨ドルが国際的銀行間取引として銀行勘定内部に取り込まれている限りである。

ところが現在、新しい動きがでてきている。ヨーロッパ諸国が EMU を設立し、ドルとのあいだに壁を築きつつある。ユーロダラー市場の開設やユーロカレンシー市場の台頭は、世界市場でドルが米国連銀の完全な規制下にはないこと、またユーロカレンシーを供給している日本やヨーロッパの金融当局が米国と同じように世界市場で通貨の創造と調整の能力を喪失しつつあることを示している。資本自由化の荒波は、日本の銀行システムの内部に包摂されていた国際通貨ドルを民間企業の手にもゆだねてしまった。

世界貨幣・金を集中し、国際通貨ドルを管理してきた戦後のドル本位制は、いまきわめて重要な岐路に立たされている。EMU は、ドルに代わる新しい国際通貨制度として結実するのか、それとも資本自由化のなかでドル本位制が再生されるのか、一つの曲がり角に私たちはいる。

〔九州大学経済学部教授〕